

平成29年第6回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

平成29年12月7日(木)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第51号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第52号 平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第53号 平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 4 議案第54号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第55号 平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第56号 平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第57号 平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 8 議案第59号 永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
- 第 9 議案第60号 こしの国広域事務組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君
- 6番 江守勲君

7番 小 畑 傳 君
 8番 上 田 誠 君
 9番 金 元 直 栄 君
 10番 樂 間 薫 君
 11番 川 崎 直 文 君
 12番 伊 藤 博 夫 君
 13番 奥 野 正 司 君
 14番 中 村 勘太郎 君
 15番 川 治 孝 行 君
 16番 長 岡 千惠子 君
 17番 多 田 憲 治 君
 18番 齋 藤 則 男 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|-------------|---|-----------|
| 町 | 長 | 河 合 永 充 君 |
| 副 町 | 長 | 平 野 信 二 君 |
| 教 育 | 長 | 宮 崎 義 幸 君 |
| 消 防 | 長 | 朝 日 光 彦 君 |
| 総 務 課 | 長 | 小 林 良 一 君 |
| 財 政 課 | 長 | 山 口 真 君 |
| 総 合 政 策 課 | 長 | 平 林 竜 一 君 |
| 会 計 課 | 長 | 酒 井 宏 明 君 |
| 税 務 課 | 長 | 歸 山 英 孝 君 |
| 住 民 生 活 課 | 長 | 佐々木 利 夫 君 |
| 福 祉 保 健 課 | 長 | 木 村 勇 樹 君 |
| 子 育 て 支 援 課 | 長 | 吉 川 貞 夫 君 |
| 農 林 課 | 長 | 野 崎 俊 也 君 |
| 商 工 観 光 課 | 長 | 清 水 和 仁 君 |
| 建 設 課 | 長 | 多 田 和 憲 君 |
| 上 下 水 道 課 | 長 | 原 武 史 君 |

| | |
|--------|-------|
| 永平寺支所長 | 坂下和夫君 |
| 上志比支所長 | 酒井健司君 |
| 学校教育課長 | 清水昭博君 |
| 生涯学習課長 | 山田孝明君 |
| 国体推進課長 | 家根孝二君 |

6 会議のために出席した事務局職員

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 川上昇司君 |
|--------|-------|

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに11日目の議事が開会できますことを心から厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の日程ですが、お手元に配付の議事日程表により議事を進めてまいります。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行いたいと思います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

～日程第1 議案第51号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、議案第51号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

理事者から平成29年度12月補正予算説明書をいただいておりますので、それに基づいて十分なる審議をいただきますようお願いいたします。

平成29年度12月補正予算説明書に基づいて、課ごとに補足説明を求めます。

それでは、総務課関係、4ページの補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小林良一君） それでは、総務課関係の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

防災行政無線整備事業、負担金、補助及び交付金180万5,000円の補正につきましては、防災行政無線による情報提供が困難な世帯に対して戸別受信機を設置することで、気象情報や災害発生時の避難誘導などの情報提供をするため、戸別受信機購入者に補助するものでございます。

なお、補正額につきましては、戸別受信機購入補助申請が80世帯749万3,

000円の申請があり、当初予算20世帯分181万円、9月補正39世帯分387万8,000円の不足額であります21世帯分180万5,000円をお願いするものでございます。

以上、総務課関係の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今回、防災無線の聞こえにくい難視聴等申請があったところについての補助であります。これ、この補正の申請で、それでもう既に終わりということなんでしょうか。

何と申しますか、ちょっとひとり暮らしとか、そういうところ、あるいは今までついていたところに無償でということは理解できるんですけども、聞こえにくいというところで申請があったりということについては何か対策を考えているのか、それともそういったところについてはという基準と、あとどこまでこの補助事業や、いつの期限までやっているのかということをお聞きします。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、今回のこの補正につきましては、戸別受信機の購入補助金交付要綱に基づきまして戸別受信機とアンテナの新規で設置する費用を見ております。これにつきましては、全額無償でなくて、個人負担がございます。ここにも書いてあるとおり、戸別受信機の本体の2分の1ですね。そういったことでしております。

ちょっと経緯を簡単に説明させていただきます。

これまで平成24年から28年まで、松岡、永平寺、上志比地区で全体で83基の設置をいたしております。その中で設置要件がございまして、当初、放送局からの電波受信レベルとか、スピーカーからの音声エリアということで、これを松岡、永平寺、上志比という、松岡につきましては新規ということもございまして、設置場所につきましては公共施設のところを中心にして設置をさせていただきました。

また、永平寺、上志比につきましては、これまでアナログ式のがあったということで、そういった場所の近辺を含めて設置をいたしました。その中でも、例えば少し聞こえにくい場所とか、老人世帯でちょっと耳が遠いという方で、そうい

うような方に対して支援をするということで、補助金を今年度からさせていただきまして、今年度、今のところ80世帯で。実は11月以降に6世帯新たに申請がありましたけれども、この6世帯につきましては、今もう台風時期も終わるということで、来年度予算でいいでしょうかという確認をしていただきまして、これにつきましては本人の確認もいただきまして、6人につきましては来年度設置予定と考えております。

こうしたことで、今現在、80世帯ですね。それと、当初に66世帯だけ、これ無償でしまして、今現在、146世帯がしております。内訳としましては、松岡が7世帯、永平寺地区が40世帯、上志比地区が99世帯でございます。

ということとしまして、今後、この後も来年度も引き続きこの事業はちょっと継続したいと考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 万が一のときの情報を伝えるという手段の中では非常に必要なんですけど、ただ、今ほど内訳を、松岡、永平寺、上志比のそれぞれの内訳を言っていたいただきました。

何が言いたいかといいますと、ある地域で聞こえにくいところのエリアがあるのは、そういうのはほんでいいんだと思いますけれども、申請があつて聞こえにくい、聞こえにくい。実際に我々、皆さんもおっしゃっているんですけども、雨の日とか、締め切った今の住宅事情の中ではなかなか聞こえにくいというのがあります。そういったものも含めて全て許可していくということになると、本来、スピーカーから出てくるという、あれも事前に調査してこの地点にということだったんだろうと思います。

ですから、ケーブルテレビでも見れるようにという対策もしていますので、どこまで、無限にずっとやっていくというのをどうなんかなど。本末転倒でないかなという感じもしますので、その辺はきちっと考えてやっていただきたいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） ただいま議員さん仰せのとおりでございまして、今、実は防災工事などでこういった聞こえないところにつきましては、無事という旗の裏面に、聞こえない場合ですね、例えばケーブルテレビで確認をしてください。防災行政無線で出た情報がテロップで出ます。それと、防災の情報確認の方法と

して、また防災のフリーダイヤルというのがございます。0120-120-198、それと本町名の電話番号。0776-63-999へも電話していただければ、こういった情報が、24時間以内であれば情報が聞けるということで、そういうことで周知しております。これにつきましても、再度、ちょっと周知もさせていただきたいと考えております。

それと、これも予算ものべつ幕なしあるわけでないんで、その辺は難聴地域とか確認をしながらしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 防災講座でメール登録とか、こういったいろいろ呼びかけます。また、今、避難準備情報を数度出しておりますが、やっぱりそのときそのときにひとり暮らしの高齢者の皆さんとか避難をされてきます。いろんな照会を、確認の方法を町もやっているわけなんです。

実は、この防災の個別受信機もこうやってやっていますんで、そんなになかなかという思いもあったんで、最初。ただ、いろんな皆さんとお話ししているときに、やっぱりひとり暮らしの高齢者の方、この確認する方法がなかなか、携帯電話もちょっと使えんとか、電話をかけるというのも難しいとか、いろいろある中で、一つのこれも確認する上での手段になるかなというふうに思っております。

ただ、今議員おっしゃるとおり、ある程度まで普及していったときに補助率とか、そういったのは見直しはあるかもしれませんが、しばらくはやはりこういった助成というのは必要かなと思いますし。今ちょっと感じているのが、少子・高齢化とまた世帯数のひとり暮らしの方がふえていく傾向にある中で、こういった戸別受信機の需要というのは不安解消のためにもこれから伸びてくるかなという思いもありますので、しっかりと現状を見ながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 今の件でございますけれども、今課長が答弁なされたことについて確認ですけれども、確認と今後の、これはどうなるんかというようなことでちょっとお聞きしたいと思います。

一つは、確認としまして、今継続事業だということで、予算の限りがあるんで、これ、どういった対処ということについてこれから模索していくと。また、結果、

そういう対象者については検討していくというようなことをちょっと言われたんですけども、やはり健常者であっても、なかなか本当の風水害があると本当に家の中は聞きにくいんですわね。

それで、やはりこれは私の思いですけども、どんなに耳の近い人でも屋外にいれば確認できるような防災無線、ですけども家の中ではやはり確認しにくい。これはもう皆さん経験しておられると思うんですけども、雨がどしゃ降りで一っと降ったときのその音で、もう全然聞こえないというようなことで、いろいろな事象があるんですけども。

やはりそういったことを心配して、こういうような対象向けというのは、老老世帯とか、非課税世帯、これはもちろんでございますけれども、当然補助をしていかななくてはいけないと思うんですけども、やはり健常者のためにおいても不安だという方におかれましては、希望のある方におかれましては積極的にやはり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

その取り組み方について、ちょっと確認なんですけれども、例えば自主防災組織がございすわね。そうすると、例えば区全体で今のそういった助成を受けられた家庭を除いた家庭が例えば50あるうちの40が受けていないと。あと10件はそういった対象で補助を受けていると。そのときに購入したいと、設置したいと。区の要望もありまして、住民の要望もありまして、これは自主防災組織で一括して、皆さんに補助を対象に一括して、予算の限りがありますから、範囲がありますから、2年、3年に分けてそういったことをしたいというような点については対応できるんでしょうかね。ちょっと確認します。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） その辺につきましては、防災無線が設置される前、設置された方がいらっしゃいました。その方々には、この前の補正予算の中で、町の都合でアナログからデジタルになったということで、過去3年やったかな、数年にさかのぼって、そこは無料で、アナログの個別受信機は使いませんでしたので、何年かにさかのぼったのは入れさせていただきましたが、今回設置しまして、こういった補助要綱ができましたので、これに沿ってやっていただきたいなというふうに思います。

この補助要綱も、実は地域によって、山間部ですとアンテナを上げなければいけないので高くなるんですが、そこは皆さん公平にということで、そこは町は3万円と。

○14番（中村勘太郎君） 受信機の2分の1が個人負担。

○町長（河合永充君） 受信機の2分の1ということで個人負担をお願いしております。

アンテナの設置とかについては、町のほうが負担をさせていただいた。これは公平という、どこに地域に住まれていても半分は皆さん一緒な金額負担をしてくださいという意味合いでそういうふうにさせていただいておりますし、また高齢者とか非課税世帯、こういったところにはまた特別な応援もさせていただいておりますので、この要綱に従ってやっていただくと一番いいのかなというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、この交付要綱でも補助対象者というんですね。それで、補助金の交付を受けることができる者は、町税等を滞納していないものであって、町内に住所を有する者、それと町内に住所を有する事業者ということで、これ、普通の一般ご家庭でも設置できるということでございます。

それと、各地区ですね。事業につきましては、これまでに広域避難所、福祉避難所、一時避難所ということで、集落センターとか含めまして119カ所、そういった整備をしております。

それと、もう一つの自主防災組織のこの補助金につきましては、戸別受信機のほうはちょっと別ということで入っていないので、それに対してご理解いただきたいと思えます。

○14番（中村勘太郎君） ことは考えてない。

○総務課長（小林良一君） あくまでもあとは個人の申請で設置するというところで理解いただいたと思えます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

なければ次、総合政策課関係、4ページから6ページの補足説明を求めます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） それでは、総合政策課関係についてご説明いたします。

4ページ右側のI o T推進事業、補正額36万4,000円につきましては、8月に国から認定を受けました永平寺町I o T推進ラボについて12月14日に産学官それぞれに講師の方をお招きし、選定記念講演会を開催することとしており、講演会の講師謝礼と連絡会議による実務者研修会等に参加するための職員の

旅費でございます。

5 ページをお願いいたします。

左側の庁内ネットワーク事業、補正額75万1,000円につきましては、本庁サーバー室内の空調設備が経年劣化により故障したため、適正な動作環境を維持するための設備補修工事でございます。

右側の情報推進事務諸経費、補正額1,074万6,000円につきましては、各課における関係法令等に基づく制度改正等に伴うシステム改修が生じたため、永平寺町分の負担金でございます。

下段の歳入でございますが、国庫補助金としまして障害者総合支援事業費補助金として補助率2分の1で108万6,000円と、平成28年度分の清算に伴う負担金の返還金として1,548万7,000円でございます。

6 ページをお願いいたします。

左側の企業立地促進事業、補正額273万2,000円につきましては、助成金適用認定を受けている企業に対して新たに採用した町内在住者2名の雇用促進助成金40万円と償却資産の固定資産税額が確定したことによる事業施設設置助成金233万2,000円でございます。対象企業は、株式会社株式会社日本エー・エム・シーでございます。

右側の地域未来投資促進事業、補正額1,100万円は、地域未来投資促進法に基づく基本計画の1号同意に伴いまして、重点促進区域における醗酵文化の発信拠点となる総合的な観光誘客施設を計画しています「永の里」プロジェクト事業に対する地域経済牽引事業補助金でございます。

下段の歳入でございますが、国庫補助金としまして地方創生推進交付金、補助率2分の1で550万円でございます。

以上、総合政策課関係の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 2点あります。

一つは、5ページの広域圏からの返還金が下に1,500万出てるんですが、これは予算の何%になるのか。結構毎年大きい返還金とかいうのがあるんですね。そういう意味では、予算の問題も含めてちょっと聞きたいのでお知らせ願います。

もう一点は、いわゆる6ページの地域未来投資促進事業としての問題ですけれども、これは一般質問をするつもりでいたんですが、時間がなくてできませんでした。ただ、ちょっとこの事業経過ですね。いわゆる重点地域とか事業がつけられたからということですが。

先般、全員協議会でこの黒龍関係の事業者が、企画している事業者も来て報告がありました。そのときに、いわゆる計画というんですかね、プランを示して、その資料については回収していったんですね。よく考えみると、予算がつく段階に来ていて、後から考えて、えっ、何でかなとよく考えたら、予算がつけられているのは、それも1,000万以上ついているのに、そこで計画を回収していくということは何んやろうと、率直にそう思うのと。

この事業の狙いですけど、あと、その当時、町からの説明はこの具体的な内容ではないんですね。地域未来投資促進法に基づくそういう事業の内容と、あと重点促進区域の示された図面が示されました。

ここでわからないのは、この黒龍の問題については、昔というんか、何年前かに、いわゆる農業振興地域の除外をして工場建設がという計画がありました。7,000から8,000平米でしたんですけど。それは何もされずに、それに借金借りかえるみたいにおっかぶせて計画を示してきてるんですね。

普通、農業の関係でいったら、一旦、転用目的を決めて除外する。それが実施されていないと、それはある意味、ペナルティなんですね。この場合は何もなしに、その具体的な釈明とかいうのはなしに、おっかぶせて大きな事業になって出てきている。それがいきなり補助金がついて出てくるんですけど。

じゃ、ほかの促進地域も具体的にこういう話が進んでいるんですか。これちょっとやり方が乱暴過ぎるんでないか。もう少し経過を追って、いろんな計画示していないとおかしいんでないか。そうでないと、幾ら国が優先的に予算をつけるといっても、自治体が最終的に判断するわけですから、それは失礼ですよ。その辺、時系列的に少し詳しく説明していただくとありがたいんです。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 広域圏の負担金の予算の何%とかということですが、全体の予算ということで、今ちょっと全体の予算の中でということは今数字出てこないんですが。返還金の中の全体の割合としましては、ほかの市町の返還金合計としまして約1割程度となっております。

地域未来投資促進法の関連でございますが、まず経過につきましてございま

すけれども、まず26年の6月ですか、県の農地転用の許可を当初の約0.8ヘクタール分の県の許可を得ているというふうに記憶しております。その後、28年の10月に「永の里」計画ということで事業者から説明を受けておまして、その後、地元の下浄法寺地区にいろいろな地権者も含めて地区全体への説明を行っている中で、ことしの3月に、事業者はそういった形で地元との説明をされていると。そういった中で、ことしの3月に町のほうで自動倉庫の関連で近畿経済産業局のほうにいろいろなお話をしに行ったときに、今回のこの地域未来投資促進法という形で規制緩和といいますか、支援措置があるというような情報を入手しまして、それに向かって町のほうは、そのときには福井北ジャンクションインター周辺の開発を進めたいという長年の思いの中から、そういった強い思いの中から国のほうもこういった法律を活用したらどうですかというようなことでご指導いただいたと。

そういった中で、ことしの6月ぐらいに黒龍サイドのほうから「永の里」計画について体制を整え直したというようなことで、今現在の体制になったということで計画が進められているということでございます。

町としましては、それに伴いまして、そういった情報を入手しておりましたので、ことしの8月に県とともに基本計画を提出しまして、ことしの9月末、29日にうちも同意を国から認定を受けたということでございます。

そういった中で、その1号同意を受けた基本計画そのものの国の支援策の中に地方創生推進交付金の活用ということで、そういった国も集中投資をしていくという方向の中で、国の支援を受けられるということになっておまして、ことしの10月に入りまして推進交付金の申請をしているということでございます。

また、並行して事業者のほうも下浄法寺地区役員及び地区全体等に臨時総会等を開くなり、あるいは志比北地区振興会に説明を行うなり、地元の理解を得ながら事業を進めているという状況でございます。

この事業の狙いとしましては、醗酵文化の発信拠点ということで、総合的な体験型の観光誘客施設を整備するといったような、民間活力を活用したそういった事業に対して、合併後10年を経過した中で、志比北地区全体を見ますと、そういった大きな事業が起こっていないのもありますし、まずは雇用の創出ということで、地元の雇用が創出されるといったようなことのメリット、あるいは志比北地区全体における経済効果あるいはその醗酵関連の事業者をそこに集積することによって醗酵関連の食品のさらなる販売力が向上するといったようなこととか、

さらに観光誘客につながっていくというようなことから、最終的には永平寺町全体の活力というか、活性化につながっていくというようなことで、町としてもぜひこれについては基本計画をつくる、あるいは地方創生の推進交付金をつくる中で、国ともいろいろ協議させていただく中で、この事業については非常に成長性がある分野、いわゆる未来投資という部分での非常にいい事業ですというようなこともいただいております、ぜひこれを進めていきたいという形の中で、推進交付金そのものの中にもそういったことをうたわせていただいております。

そこで、今、町としましても、国の補助率2分1とあわせて町も支援していきたいということで考えているところでございます。

重点促進区域につきましては、地域の特性が潜在的に存在するような地域、その周辺を指定するというようなことで、国の基本方針にそういうふうに記載されております。

具体的に言いますと、従来の地場産業の工業団地ですとか、あるいは温泉街、商店街といったようなところ、また特定の強みを有する企業あるいは大学研究機関、インターチェンジといったようなところを重点促進区域にするというような基本方針がございます。ここの中の特定の強みを有する企業、地域経済分析システム（RESAS）というシステムがあるかと思えますけれども、それを見ますと、飲料・たばこ・飼料製造業といった分野の中で県内の1位を永平寺町が占めております。それというのは、永平寺町にあります酒造業ですね、そういったお酒の販売の部分が県内で1位になっていると。全国でも164位ということで、これは非常に特定の強みを有する企業、地域の特性を生かした企業が永平寺町にまさに存在するというようなことだと思います。そういったことから、重点促進区域の中でこの事業を推進していく。それを町としても支援していきたいというふうなことでございます。

また、ほかの促進地域にもこういった具体的な例があるのかということでございますけれども、今、1号同意を受けて具体的な事例出てきたのは今回が初めてで、県内でもこれが初めてだと思います。ほかの促進区域につきましては、今具体的なそういった事例はございません。事業者がそういう牽引事業を、事業計画を出している事例はございません。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 今、経過なんかについては説明していただきました。計画が

途中で、こう言ったら悪いんですが、少し頓挫しかかっていたの町がこういう事業でもう少し計画を練り直してということで救済したんじゃないかなって思うんですが。

いや、僕もう一つ言っておきますけど、今かなり詳しく言ったんですが、具体的な計画を予算づけ段階で出してこないというのは何なんですか。それは計画になるんですか。それは我々にしてみりゃ何の計画もない、つかみの予算づけじゃないですか。そういう予算計上の仕方はまずよ。

一つ言っておきますけど、経緯からいうと、恐らく普通で言ったら農業振興地域の除外や農地転用なんかについても、一旦前のやつをある意味十分な説明なしに、もしくは撤回なしにそれにおっかぶせて計画を進めていくということになると、それはもうペナルティで、次の計画は普通はないと思うんですね。普通はですよ。だから、それが何でそういう計画に置きかわっているんかというのは、僕は理解できません。それも急に出てきて、強引に町も説明に来て農振除外をやってきたと。

農業委員会でも、今、その扱いにちょっと混乱が生じているというような状況があるわけですね。そこはもう大事なことやと思うんです。

それと、ほかの地域で具体的にはないと言うんですが、それはどこまでかわからないですけども、一定の報告は議会にもしておかないかのじゃないかということですね。ちょいちょいとやっぱり漏れ聞こえてきますよね。特定の人が進めているんかと。

この事業なんかもそうです。もう簡単に言うと、特定のつながりがなかったらなかなかこういう計画にはならない。載らない。近畿経済局ですか、へ行ったら、そこでアドバイス受けたからというんですが、僕は議会への説明の問題でいうと、そういう経過はそちらの経過であって、こちらへはほとんど知らされてないですよ。そこはどう考えているのか。

こういう予算の出方は非常に不自然ですし、はっきり言いますけれども、きちっとした計画を出してくださいよ。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） まず、もう今のこのネット社会、情報化社会の中で、1企業に便宜を図るとか、そこに何かをするとか、役場とつながりがあるからとか、そういうことは一切ありませんし、もうできない世の中になっております。しっかりといろいろな国の政策、またそれにいかに町の発展の中で乗っていくことが

できるか。今、いろいろ企業誘致をしている中で1,700全ての自治体が自分の町に企業が来てほしいという時代になっている中で、役場の職員、本当にどうしたらこの永平寺町に企業を呼べるか、呼び込めるかという、そういった中で一生懸命頑張らせてやっていただいております。

農振の除外とか、そういったことにつきましても、役場が農業委員会さんに何かを言ってとか、そんなのはもう一切なく、しっかりと農業委員の皆さんの決定を尊重して、役場としては事務局として決定権とか、そういったのに口を出さない、それが当たり前だと思っております。

そして、今、この補正予算で計画を変えるのではないかとかというご意見もありましたが、先ほど政策課長申し上げましたとおり、最初の段階の中ではやはり正直、町としても詰めが甘い部分、いや、そういったのはなかなかと言っておりますが、黒龍さんも真剣に考えられまして、入られている、この前説明に来られたコンサル会社さんですか、その会社さんがしっかりとした手順を、法律にのっとった手順を踏みながら、また現実的に、企業さんですので収益が上がるかどうか、そういったのを試算をした上で住民の皆さんに説明をしております。

また、地域未来投資促進法につきましては、どこの企業でもこういった支援ができるのではなしに、地域を牽引する企業、これに認定されることが前提になっております。これは町の決定ではなしに、福井県知事、そして経済産業省のそういった許可の中でしっかりとお墨つきをいただくといえますか、地域をこの企業はこれから産業を引っ張っていくよという、そういったことでなると思います。

決して、本当に町が特定の事業者さんをととか、ほかの団体を町の思いどおりに進めるとかということは一切ありませんし、あってはならないことで、今、この行政が、地方が求めているのは、やはり民間の活力をいかに活用して、そこを核としていろいろまたさらに人を呼び込む、投資を呼び込む、これが課題になっていると思えます。

もちろん、今回のこの予算の計上はいろいろ議員の皆さんからも、これもうちよつと前にとか、ご指摘もあると思えますし、そういった点はやはりしっかり説明させていただいて納得をいただきたいなというふうに思いますが、本当に町の思いとしましては、本当はいろんな投資が起きる。志比北地区も今、人口減少が進んで学校のそういった統廃合の話も議会のほうからもどうするんだというお話も出てくる中で、一つの大きな核になる、そういった点で町としては大きな期待を寄せておりますし、応援をしていく、支援をしていくというのは当たり前の姿

でないかなというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 事業計画につきましては、今、開発事業者のほうから県のほうへ提出しております。県の承認を受けるという段階で、今、それにあわせて町土地利用調整計画につきましても県のほうへ提出させていただいている状況です。

予算につきましては、その推進交付金の申請する段階で、10月ぐらいに申請、それはその流れの中でこの交付金を活用していきたいという流れの中で、国のほうもその予算の担保といいますか、12月補正に町としてはのせたいというようなことも含みの中で推進交付金の申請をしているといった流れで、これは国との推進交付金の流れの中でそういった予算取りの確保ということで、町もそれを姿勢を示しているということで考えております。

事業計画につきましては、また開発事業者のほうとも協議しながら、議会のほうにもお示ししていきたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） この質問の最後になると思うんですが、何年か前にこの本町全域を準都市計画区域に指定したのは、僕は一部、その指定区域から外すべきやということを言いましたが、指定したのは町ですよ。都市計画というのは、いろんなまちづくりの計画に対して、いろんな民間から来ることに対して、町がやっぱり誘導できるものの根拠として都市計画というのはあるはずですよ。

町は、僕は、いわゆる温泉、道の駅含めて、一つの人の流れ、車の流れをやっぱりちょっと中部縦貫自動車道の問題もありながら、不安がありながら、そこへ集中的にということで僕はつくってきたと思うんです。

ところが、今度はテーマパークをつくるという計画ですから、そこへ人をやっぱり呼び込むということですよ。これは町の計画からいってもおかしくないか。何のための都市計画、まちづくりなんだということが一つの疑問です。僕は、こんな、ある意味、少ない人の流れ、少なくなるんじゃないかって思われる流れを二分、三分させるような流れというのは率直に疑問ですね。それが一つです。

それともう一つ、農業委員会の、いわゆる農振地域の除外の問題で言いましたけど、実は11月の農業委員会では、この問題がちょっと論議されて、県で、これは10月の全協ぐらいで僕言ったかと思うんですが、一旦、農業振興地域を外すということを意見、具申ね。2ヘクタール以上の農振除外はたしか国の判断に

なりますから。うちの農業委員会に権限あるわけじゃないですけども、意見を述べるができるということで、除外決定を一旦出しました。

しかし、その扱いについては、計画がずさん、内容についていろいろ問題があるのではないかとということで差し戻しされているというか、県では保留されているという話がありました。

実は、じゃ、それでもう一回、農業委員会で論議するんかという話になったんですが、いや、次は、いわゆるこれがきちっと決まれば、農業委員会に報告だけだということですよ。それ、農業委員会で一旦決めたから、報告だけという意味ではないんで、この法律の内容そのものがそうになっているんですね。

皆さんご存じのように、農業関係の、いわゆる規制除外、岩盤規制を突発するというのが今の自民党のやろうとしていることですが、特に農業の分野では、その規制をどう外していくかって、農協事業も含めて今やられている中で、特にこの農業委員会を町長部局にして、いろんなことで町の意向が働きやすいようになって。町長はどう考えているんか知らんですよ。いいようにしようという国の狙いがある。

その一つとして、例として兵庫県の養父では、たしか農業特区でそういう農業委員会の決定なしにいろんな開発が優先的にできるってやられました。実はこれでもそうですよね。この重点促進区域に指定することによって、そういう規制、いわゆる農業委員会の農振除外の煩わしい手続については上から決まったという報告だけで進められるという内容になっています。ある意味、そういう特区の全国ばらまき版なんですね、これ。

そうすると、優良農地がどうなるか。どうなっていくかという不安も、どんどんいろんなところで除外されれば、勝手にやろうと思えばできるわけですから、そういう意味では非常に問題抱えている。それで、都市計画との関係で言うと、非常にその都市計画の方向で行けばまちづくりの方向性を町が示せる中で、こういう問題もどう扱うかということは、今度は町の権限が随分増すことになる。

その辺、よく考えて進めていかないと、町がうんうんて言っていると優良農地の保全という計画性がなし崩しにされる、その可能性があるというんか、そういう内容になっている。それはよくご存じやと思うんです。それが一つの今回の典型例として、農業委員会の提案、決定、それに対する県の異議、それ以降の動きを見ているとよくわかるんです。もうあと農業委員会何言おうが関係ないよという進め方なんです。そういうやり方をどこで規制するかって。

もう一回戻りますけれども、やっぱり町が都市計画できちっと誘導する、規制するということしかもうなくなるんですね。その辺を十分考えてやらないと、町は何のために道の駅や、あこの温泉つくって、そういう動線を一つつくった。それから外れたところに何で計画するんかというのは、ひょっとすると共倒れにならないとか、分散させる発想というのはどういうことなんやろう。

中部縦貫道ができて人の流れが変わるかもれん。道の駅、温泉もちょっと不安やって町が言ってるんですよ。だから、そこらはきちっとやっぱり示していただかんとかあかんのではないかと。

それとさっき言いましたように、あと重点促進区域、ただ計画なしにそこを指定しているだけではないんじゃないかという声もちらっと出てくるわけですね。そこはきちっと議会に。

僕は、たまたま公選で選ばれた農業委員ということもあって、農業委員会に出てきた案件も議会にもっと説明が必要んじゃないかということ提起してきました。そこらを十分、そこへ出てくる前に議会にきちっと説明すべきやと思います。それらそれぞれについて答弁お願いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） まず初めに、道の駅、温泉、これはまた町の事業としてやっております。ここは民間の企業が今やっていただけるというのと、もう一つは町内の方のお店ではなくて、永平寺町に訪れた方のお店で、例えば今、門前開発、自動運転、そしてこの志比北。門前開発とここが逆に言うと連動して、永平寺町に訪れた方が永平寺町内でいろいろなところで、それは道の駅も含めていろいろなところで買い物をしていただける。永平寺町にいる滞在時間を延ばす、また連携をしていく、そういった人が人を呼び込む、そういった流れが主流ではないかなと思います。

どこどこがあるからどこどこがだめとか、ここは民間ですのであれなんです、逆に言いますと、民間企業がそういった町のPRをしてくれる。そして、いろいろな誘客をしてくれる。これは私は相乗効果とか、連携を見る上では一つの大きな起爆剤になるかなというふうに思っております。

それと今、農業委員会のそういうことについては農林課ありますが、本当に私たちが自分らの都合に合わせて農業委員会の皆さんにどうのこうのとかいうのありませんし、また議会のほうからも今の現時点では農業委員さんに行かれています。行政も介入はしませんし、政治も僕は介入はするべきではないと

いうふうに思っております。

それと、優良農地、これを守っていくのはそれはもう当たり前のことで、優良農地の真ん中にぽつんとそういったのが来たり、そういったことはありません。ただ、もう一方の反面で、やはり町の収入を上げて好循環をつくっていく中では、2つ、やはりバランスをとりながら進めていかなければいけないなというふうにも思っておりますので、その辺のご理解、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） まず、準都市計画に指定した関連についてごさいますけれども、準都市計画に指定した経緯というのは、中部縦貫自動車道が永平寺町の道路が全線開通するといったようなことで、それに伴う乱開発が進むんじゃないかということで、それを規制したいというふうな流れが当時ございました。そのときには、こういった地域未来投資促進法という法律の交付というのはまだなかったわけでごさいますけれども、その乱開発というものについてはいろんな工場とか建物が建ってきて、町としてそういった乱雑になるというのを防ぐというようなこと。中部縦貫から大本山永平寺にかけてはそういったことは非常に危惧していた。だから、そこの部分については非常に強い規制もかけているというふうな状況がございます。

その後何年か経過して、こういった今までの企業立地促進ということではなくて、IT、AIとか、そういった成長分野の高い産業が地域の、いろんな地方の中で活躍しているということも国はやっぱり集中投資をして応援していくというような形でこういった流れになってきたのかなというふうに思っております。

そういった中で、先ほども申し上げましたけれども、重点促進区域に指定の要件というのがございまして、インターチェンジ周辺とか、そういったことで国の基本方針に沿ってやっているということでございます。

ただ、先ほども町長が申し上げましたとおり、道の駅とかということについては分散させるということではなくて、町としてはあくまでも道の駅に関してはその地域の核をつくっている。そこでにぎわいあるいは雇用が生まれるような、その地域の核をつくったという思いでいます。温泉等を並列して道の駅をつくることによって、そこに地元の雇用が生まれていますし、地元の農産の生産者の所得向上にもつながっていますし、定期的なイベントを行っていただくことによってにぎわいもそこに出てきているというふうに思っています。

だから、それらをつなぎ合わせることによって分散させるのではなくて、周遊、

滞在できるようなルートをつくることによって滞在時間が長くなって、そこで町に落ちる消費額といいますか、観光消費額といいますか、そういったものがふえてくれば、最終的には町の税収になって、住民サービスの維持につながっていくというふうなことを考えている、そういった好循環につながっていくものと確信しております。

農振除外、優良農地のことに関しましては、今、土地利用調整計画というものを町のほうも県のほうに提出しております。その土地利用調整計画というものにつきましては、土地の農業上の利用との調整に関して必要な事項あるいは周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること、あるいは区域内での農業生産基盤整備事業の実施状況を見ること、あと農地中間管理機構関連の取り組みに支障が生じないようにすることということで、農林部局との調整が非常にその土地利用調整の中で必要だということになっております。

県のほうもその土地利用調整計画を受けて農林部局で十分それを審査するというような形になっておりまして、それを県の中で関係部局のほうで審査していただいて、県が同意するという形でございますので、決して優良農地を潰して開発していくというようなことにはつながっていかないのかなというふうに思っております。

あと、重点促進区域にただ指定しておいてというお話ですけれども、何もほかの地域に計画がなくてというお話ですけれども、今後、北陸新幹線とか中部縦貫の大野油坂道路が開通していくといった形で、どうしてもやはり国が認めている基本方針の中に重点促進区域というのはインターチェンジということを明確にしております。それが中部縦貫自動車道がさらに何年か、34年ですか、開通したときに、そのときに環境を整備するのではほかの地域からおくれをとってしまう。さらに、それよりも先に環境整備しておいて、そのときが来たときに企業が来やすいようにしておくというのがやっぱり行政の役割だというふうに思っておりますので、それに向けてのほかの地域の準備というふうにご理解いただければというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 今、この地域未来投資促進法が認定を受けまして、金融機関が結構いろいろなところに、この永平寺町ではこういったものがありますよというのは宣伝してくれていますが、もちろんその中で、これは永平寺町ではちょっとだめでしょうか、そういったのはまたいろいろな、まずそういったのは先ほ

ど言いました地域を牽引する企業というのには認定は多分されないと思いますので、そう思います。

もう一つ、先ほど道の駅との話もありましたが、実はご存じかと思いますが、多分、ここができますと道の駅との連携というのもしていただけるようになると思います。今のこの時点で酒まんじゅう、道の駅でまた新たなヒット商品が今生まれているんですが、真っ黒な酒まんじゅう。その黒龍の酒かすを使った酒まんじゅうを今、ちょっと企業名をここで言うのもなんですが、応援しています。

そういった民間の方と町の施設、そういったところのコラボレーションというか、連携というのも生まれておまして、ライバルが来るのではなしに、お互い協力し合って相乗効果、そういったものも生まれてくると思います。

また、黒龍さん、今回、地域を牽引する企業に認定になりますと、そういった地域の観光、門前の観光とか、道の駅の特産品とか、そういったものを一緒にどういうふうに連携してやっていくかというのも話を聞いてくれるように、一緒にやっていってくれると思いますので、そういった点でも地域振興には一つの大きな核になってくるかなというふうに今思っております。

○9番（金元直栄君） 質問ではないです。議長に要望です。

この問題は、僕はちょっと問題が大きいと思うので十分議会で論議する時間をとってほしいと思います。

○町長（河合永充君） これからしっかりと計画、進捗状況、そういったのは説明をさせていただきたいと思います。

今回のこの件についても、ぱっぱぱっと。ぱっぱぱっと言うところとあれなんです、国の制度ができて、そういったのに乗ってやっていきたい。また町も、じゃ、どういうふうな手続という中で、議会の説明十分にできてなかったところというのは、時間的にちょっと厳しかったところもあるんですが、十分反省しております。

この前も御指摘を受けたときに、すぐに黒龍さんに入っている会社が説明に来てくれたので、決して議会に説明をしないという、黒龍もそれは思っていないですし、私たちもやっぱり丁寧に皆さんの理解を得て進めていきたいと思いますので、またご指導よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

上田君。

○8番（上田 誠君） 今ほど同僚議員が結構詳しくしゃべっていただいたのであれ

なんですが、同僚議員も指摘したんですが、やはり予算をつけるときには、町の予算を今つけているわけですね。その計画書というのは、この前、黒龍さんが地元、その牽引する企業が来て説明をしましたが、私どもの手元にあるのはこれ1枚なんです。これ1枚だけ。この1枚で、要は550万の予算をつけるということに関しては、今ほどやはり町長の答弁もあったので、集中審議もしてくれるということなんです、やはりある程度の規模なり、そういうものを示した上でこれが必要ですよと。

それから、例えば今言葉ではいろんなありますが、例えばこれが今後北地区の開発も含めて、雇用創出も含めてこういうふうになってきますよというのをやりきちっと目に見えるような例えば形式のものであるとか、予算であるとか、そういうものをつけて1個550万を要求する。

ここのほかのところを見ても、それ、工業団地のところが全部なっているわけですが、例えば工業団地をつくる場合やったら、町がこんだけ土地を確保して云々とかいういろんな話が出てきますわね。それみたいなもんで、時間的制約が非常になかったというのは当然、百歩譲ってそれは間違いないと思いますが、ぜひ今ほどの同僚議員がありましたように、集中審議みたいな形で説明いただくということと、この決算の採決するまでにはある程度資料、この前回収しましたけど、そういうものが僕はあってしかるべきじゃないかなと思いますので、ぜひそれを要求したいなというふうに思いますので、議長、そこらあたり取り計らっていただければというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 議会に説明がおくれましたのは、実は先ほどありました地元、下浄法寺のまず役員会、総会、臨時総会、そして振興会、地元の皆さんがまだ説明を受けていただいた中でなかなか先に議会というわけにはいかなかったというのもご理解をいただきたいなと思います。

しっかりと町としましては地元理解とか、いろいろな中で手順を打って、決して議会をないがしろとか、そういったのではないのをご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、この審議については、またこれから、今、一気にばっと出てくる、少しずつ計画もありますし、計画が出てくると思いますし、国から、県からの動き、そういったものもありますので、そういったのは逐一報告をさせていただきたいと思います。

回収したのは、何で回収したんかはちょっと僕も今わからないんですけど、また何か答弁あればお願いします。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 全協でお示しした図面について、回収したといいますが、これは開発事業者側のほうが、今、全協でお示しした図面につきましては、これから具体的に実施計画ですとか、建物の建築に関する詳細な設計をつくっていく中で、エリアごとの配置、基本構想とか、目的とか、ターゲット、そういったものは変わらないとは思いますが、建物の詳細な部分、意匠とか、そういったものについてはやっぱり変わる可能性があるということで、開発事業者のほうから回収をさせてほしいというようなことでございました。

あと、規模的なものといえますか、あくまでも民間の資本による民間の事業ですのですけれども、全体の事業費としては10億を超えるような事業費というふうに聞いております。その中の今回の予算につきましては、実際にこの事業を進めていく中で、基本となります設計ですとか、調査ですとか、そういった部分について、実際にはもっと数千万かかるというふうに聞いております。その部分の一部を町も支援していきたいというふうな形の予算の計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ぜひお願いしたいと思います。

例えばいろんな施設、えい坊館の道の駅についても、町全体から見てこういう形だからこういうのをつくっていくよ。例えばこれがこういう波及しますよという程度の道筋の目に見えるもの、それからそういうものがあるわけですね。この地域未来促進法は、前からちょっと計画の中に醜醜の里というのはこの前の地域……、ちょっと言葉忘れてましたが、2年ほど前にまち・ひと・しごとの中から、その後の推進法なんかが出てきて、全国でこんだけの予算がある。それについて福井県はこういう形にしていく。その中で永平寺町はこうするという中に、その一つの項目にこれ、醜醜の里という計画はつくってありました。それから出てくるんだらうと思うんですが、やはりそういう道筋をきちっと示されるような資料をつくった上で550万の要求だとか、ぜひ採決するまでにお示しいただければというふうに思いますので、お願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ご理解をいただきたいのが、企業誘致に関するに近い法律だと思っただけたらと思います。

昨今の違ったところにエム・シー・エムさんへの企業誘致の今回補助金が出ています。助成金が出ております。

この地域未来投資法案、こういったいろいろな助成をしてでも企業に来ていただきたいという、この町の環境の中で、今回、この地域未来投資推進法の認定を受けますと、その後、例えば今固定資産税何年間か分は永平寺町がしています。土地の購入代金とか、いろいろな助成をしています、町単で。この認定を受けていますと、その創業した後、それは例えば固定資産税何年か分は国が75%、今までですと町が100%数年見ているわけなんです、75%国が見ていただいている、町はまた25%ですか、ちょっと条例改正もしなければいけないんですが、そういったふうなこともして、国からの支援を受けることによって、今まで町が100%でしていた支援が少しウエートが軽くなる。また、企業さんもそういった形で運営をしやすくなるという、これは企業誘致を推進するといえますか、より町にとっても長い目で見ますと負担が少なくなりますし、企業も来やすくなる。

ただ、それぐらいの国、県からいろいろな支援がある中で、やっぱり地域を牽引しなければ、それは認められませんよという大きな課題をしなければいけない壁はあるので、これについては町の公共施設ではなしに、企業誘致の観点から永平寺町で企業誘致を、企業をもし考えているのであれば、一つ大きな追い風になる、そういった地域未来投資推進法だということをご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

川崎君。

○11番（川崎直文君） 今の関連ですけれども、今回の補助、交付金によって、事業者はどんどん仕事を進めていくわけですね。その仕事というのは、まずやらなきゃいけないのは、事業計画、地域経済牽引事業計画というのを事業者がつからなきゃいけないということです。それが前回の10月の全協のときには11月中に作成して、それを県へ提出して、県が承認して次に進むと。このところのもう11月終わってますから、こういった状況であるのかということと、そのところをちょっと説明、お話ししていただきたいと思うんです。

ちなみに、業者がつくる地域経済牽引事業計画というのは、事業そのものの計

画、どういった事業になるのかということと、あと地域に及ぼす経済効果はどうであるのかといったこと、それから今回の促進法による特例措置があるわけですがけれども、どういった項目に該当するのかという、ここら辺を明確にした事業計画なんですよ。

今、皆さんおっしゃってる、どんな事業になるのか、どういう規模になるのかというのは、今回、この牽引事業計画の中でかなり明確になってくるんじゃないかなと思うんです。

確認事項は、予定ではこの計画が11月中に策定されて、県へ提出されて、県が承認されて、次のステップへ行くということですがけれども、現状どうなっているのかということです。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） まず、その手続の中で、先ほど言いました町がつくる土地利用調整計画をまず町が出しまして、その同意を受けて事業者が事業計画を出すというような流れになっております。その事業計画を出すまでに、これは県も含めて経済産業省とも事業者あるいは町含めて事前に協議をしておりました、その内容につきましてはもうほとんど修正したりとか、いろんなお互いの中で指導をいただきながら、助言をいただきながらつくり上げていくということで、これはもう今すぐ出てくるということになっております。

あと、地域への経済効果ということもそこの中に入っておりますし、具体的には醗酵関係の事業に関する売上高とか、観光客の入込数、その施設に観光客、来場者がどのくらい来るかといったようなこともその中に含まれているということでございます。

あと、特例措置につきましては、今の農振除外開発許可の手続上の配慮ということで、昨日も県のほうといろいろお話をさせていただく中で、土地利用調整計画、その内容につきましては当然しっかりと審査していくわけですがけれども、それにかかる期間をできるだけ短縮といいますか、スピードアップして、より早い同意をいただけるような形で進めていっていただけるというふうに思っております。

また、先ほど町長も申し上げましたように、固定資産税、事業者に係る固定資産税の分について、国の、さらに県が認めていただいて、主務大臣のほうを認めれば、固定資産税の分、町が減収になる分は交付税のほうで補填するといった国の支援もございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 促進法のこととはちょっと後で質問をいたしますが、4ページ、I o T推進事業、こういうような、ここにも載っておりますが、12月14日、説明会が開かれるわけですが、経産省あるいは東京大学、パナソニック等の講師人が来られて説明をしていただくということですが、多分、その講師謝礼がここに計上されているんだらうなと思いますが。確認です。

それと、特別旅費というふうにはなっているんですけども、この特別旅費の特別というのはどういう意味なんかなど。普通の旅費とは違うんでしょうかということですね。

それと、5ページのサーバー室の空調関係ですけども、これ、修理をしたんですか。物を入れかえたのか。これ見ますと何か修繕してまた使っているのかな。それにしてもえらい高額をかけているなというような感じもしますので、その辺、語句に微妙な意味合いがあるんならちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 講師謝礼につきましては、今ほど議員さんおっしゃったように、外部から来られる東京大学あるいはパナソニックの講師の方の謝礼ということで、経済産業省等々につきましては講師謝礼という形ではなくて、業務といいますか、実務の中で来ていただけるということでございます。

あと、旅費につきましては普通旅費と特別旅費とありますけれども、ただ予算の中で一般職員は特別旅費という形で研修等に行く場合には単なる出張とかということではなくて、そういうI o T関連の実務研修ということで研修に行ったりするということでそういった旅費という意味合いになっております。

あと、サーバーの修繕工事ですけども、これはサーバー室の空調設備、空調が、エアコンが壊れてしまって、経年化で壊れてしまったということで、補修というか、完全に入れかえるということでの工事です。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 先ほどの特別旅費のことを補足しますと、予算上で主に行き先とか、それから目的が明確になっているようなものについては特別旅費という形で予算計上していただいております。それとは別に、一般的な職員の旅費

という枠、ある意味枠予算的なものについては普通旅費という形で計上をしております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 何となくわかったような感じですけど、いわゆるエアコンは入れかえてという。それはエアコン自体を改修したというんじゃないということですね。

それと、旅費については、いわゆる当初予算に出てくる旅費というのはある意味つかみという言い方が適当なのかどうかわかりませんが、目的、どこへ行ってこだけという積み上げはそんなにしない旅費ですよという意味合いなんではないかということではありますが。まあいいです、その辺は。

ただ、IoTですけども、これ、一般財源使っているんですよ。我々は、この事業自体があんまりわかっていない部分もあって、多分、そう言うと町長はこれ来てくれよというようなことを言われるんだらうとは思んですけども。経済産業省さんから来てくれるということは、こういう説明会もやりなさいという事業の一環でやるのか、それとも町がこれを浸透させるためにこうやって来てくださいということなのか。後者であれば、一般財源ということもわかり得るんですけども、事業の中でこういうのをやりなさいということだったら、補助金とか交付金いただいた中で、こういったことをやっていくというのが本題かなとは思んですけども、その辺どうなんかなというのがちょっと後で聞かせていただきたいなと思います。

それと、地域未来促進法ですけども、多分、平成29年6月、これが最初の説明だったのかなとは思んですけども。これ見ますと、一つは担い手、いわゆる地域中核企業2,000社ピックアップしますよって。それが多分、この8月にはもうリストを公表しますよって予定にはなっているんです。ということは、今言われている地元の企業というのはそういうのになっているんやろうなというのを確認したいのと。これ、確かに何人かの議員が言ってますとおり、やはり11月24日でしたっけ、全協で議案の説明がありました。その時点でも、あの全協の時点でもまだ中身がはっきりしない中で、こちら側が、これではあかんやろうということで企業さんに計画をある程度説明してほしいということで要望して、午後から説明会というふうになったという記憶をしているんですよ。それで、この事業が云々というのはまだまだ私もわからないわけですけども、ただ、

行政の説明がもう少し必要なんでないかな。これ見ますと、この当時は多分、今の目指している事業の話は全く出てこなかったと思います。

もう一つ、6月7日の全協で地方創生推進交付金実施計画というのがあるんですよ。多分、これも少しこの中身なのかなって。もうこの辺の整合性も我々もちょっとわからない部分があったり、ましてや、これはITは何じゃろかというようなことなんです。

ただ、これ、10月にもらっているのが県の計画の中での町はこんだけですよというようなことで、県が計画を出していますよということなんです。もとへ戻って、この説明書をずっと見ますと、今町長やら課長が言っているような支援が幾つかあるんですよ。人の支援やら、お金の支援やら、施設投資の支援やら、情報も幾つかありますね。これを順を追って、今、こういうこの支援は今の計画、国有予算のあの計画の中で今の支援はこういうことをやっていますよ、こういうことをやっていますよという流れがわからなければ、何となく突然どんどんと出てくるんで、我々も混乱するんですよ。

固定資産税の話もここに載っています。これにのっってこうなりますよって。もっと言ったら、これ、RESASのこの分析、これも6月に出てきているんですけども、多分、これもこの中にそういう情報支援ができますよって載っているんですよ。ということは、それを受けてこれなんですけれども、我々もいきなりこれ出てきて、うん、すばらしい分析やけど、これをどう展開していくんかなというのはわからないってあの当時は思っていたんです。ですから、これにのっって、こういう計画をしますよという説明がやっぱりなけると、何となくいきなり感がするんです。多分、これは先ほどスピード感もって早くやらなあかんというんで政策課長は大変なんだろうとは思いますが。町長も含めて。この間も経産省行っているろって、こっちのほうやったんだろうと思いますけれども。

ただ、議会もなかなかこれ、今までにないことなので、確かに企業誘致といえどその地域一帯をどうするかということも含めてですから、単に企業誘致ということではないんだろうと思います。

それと、一番懸念するのは、じゃ、これをこの計画にのりましたよというあの浄法寺でやる事業がのりましたよということになったら、じゃ、その後、町は一体どういうことをしていくんかという、この辺がやっぱり我々も聞きたいところです。それは金であったり、人であったり、事業であったりするんかもわかりませんけれども。

ここで一番、これにつながるのかなと思うんやけど、市町村及び都道府県がやらなければならないというのは3つ載っているんですけども、その3番目に、事業の促進と波及効果の増大に向けた事業環境整備って書いてあるんですよ。ということは、多分、この事業を国も認可、県も認可、町も後押ししますよって。だから、あそこの事業は失敗したらあかんていうことなんだろうと思うんです。それは失敗させるためにするわけではない、成功させるためにやるんですけど。となると、ここの3番目の、それを成功させるための環境整備を市町村と県がやりなさいよということなんです。

簡単に言うと、人の流れをこっちへ持っていくということだから、ぐーっとこっちへ引っ張るような、インターからこっちへ引っ張るような、そして勝山へ行くのかどこへ行くかわかりませんが、そういうような流れも、環境も整えなさいよということなのかなって簡単に言うと想像するんですけども。

じゃ、そうすると、かなり町の負担もかかってくるという、そういうような展望の事業、計画もやっぱり示してもらわないと、ただ単にこれ、1企業が来まして、企業誘致ですから、それ町の条例にあるようなそういう負担をしていきますよということにはならないんでないのかなと思うわけですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） I o Tと地域未来等いろいろ。

まず、この地域未来投資法への今その資料、この法案が国で通った、あれ6月の終わりぐらいやってね、国が法案通ったの。6月に通って、もうすぐその流れで皆さんにお示しをさせていただいた資料です。

実は、今、この地域未来投資法を利用してというのは全国的にやっているわけなんですけど、まだ福井県も経産省もその手続をこなれているわけではないので、一つ一つやっぱり確認をしながらという段階があります。

それとそのときには、永平寺町が手を挙げてこういうふうののっていきますよってなったんですが、県と町との整合性を、やっぱり県も出すという流れの中で整合性が必要というので、福井県が出す中で、じゃ、永平寺町はこういったこと、このインターチェンジのエリアとか、こういったところというのを県と一緒に協議をしまして、県の申請の中で永平寺町のここも入れて出させていただいて認可を受けたという、そういった流れがあります。

先ほど申し上げました、どんな企業でも永平寺町のいろいろな支援をしております。

ます企業誘致促進条例とかありますので。失敗はまずはしてもらったら困るとい
うのは全ての企業においてそうなんです、例えば今回、ここが来たときにじゃ
どんな支援をするのか。もちろん、下水とか、ちょっと人が来ることによる道の
拡幅とか、そういったインフラ的な整備というのはおのずとついてくるとしま
す。

また、人の流れ、例えば門前から自動運転を使ってここへ来る。そういった、
どちらでもインフラで橋をあそこに一本かけるとか、そういったことは非現実、
ちょっと無理があるので。ただ、その流れの中で永平寺町に本山も自動運転も道
の駅もこういった中でもう何百万人、何千万人となってきた場合、そういった場
合はその人数に応じてのインフラ整備というのはあると思いますが、今これが来
るから何十億も何百億もかけてというのではなしに、その人の流れの動向を見な
がらやはり進めていきたいと思えますし、ただ、そこのエリアだけではなしに、
やっぱり点と点と点を線につなげる、面にしていく、門前だけの開発、ここだけ
でなしに、いろいろな投資をしているのを結びつけていくのも私たちの仕事だと思
います。

もう一つは、公が今までは何かしないといけないようなイメージがあったと思
います。今回の黒龍さんも民間さんです。今回、それと、あと自動運転でいろ
いろ人が集まってきているという中で、I o T。このI o Tてなあについて書いて、
また内容については市町で取り組むことが違いますので、ぜひ聞きにきてほしい
なと思うんですが。

I o Tは、この自動運転が来て、いろいろな企業さんが来る中で、じゃどうい
うふうにしてその町の企業、町の発展、町の課題に来られる企業さんを結びつけ
ていこう。また、来られる企業さんに、例えば「禅（ZEN）」というブランド
を発信していただいたり、いろいろなことでお互いにマッチングする場を提供し
て産業の活性化に結びつけばいいなと思えますし、町外、県外の方も大勢来られ
ます。そういった方がやはり永平寺町のこういうところで「禅（ZEN）」とい
ブランドを使って何か商売してみようとか、地元の企業、永平寺町の企業さんと
ちょっとコラボをしてみようとか、いろいろなそういったきっかけづくりになれ
ばいいなというふうに思っております。

やはりそこに参加する人たちが、じゃ、自分たちはどういうふうにならしたら、
あの企業さんと一緒に話をしたい。また、町も、じゃこういったところでオフィ
スを設置しますから使ってもらえませんか、そういったいろいろな新しい展開

が生まれてくると思います。ただ、このI o T推進ラボに参加するには、永平寺町の発展に資すること、いろんな形、例えば さん、子どもたちにもう既にいろいろ教えていただいたり、地元の企業さんと何かコラボできないとか、そういう動きも出てきてますので、そういったのを一堂に会して、もっと人が集まって、さらに集まって、この中で、もちろん、ここ黒龍さんも多分来られると思います。どういうふうにいろんな点と点を結びつけるか、また門前開発やったら森ビルさんも来られます。トータルで結びつけていく、そういった場になると思いますので、I o T推進ラボは発想が生まれる、民間の発想が生まれる、そういう集まりになるといいなというふうに今思っております。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 講師謝礼のことですけれども、事業の一環ということではなくて、こちらからI o Tの選定記念講演会をするに当たって、国のほうと協議してぜひ来てほしいと。こちらのほうから、東大のほうもそうですが、工業技術センター、県のそのI o Tの中に入っているメンバーである県の工業技術センターさんとも協議する中で、ぜひこの人を呼びたいという形で選定をさせていただきます。

先ほどの2, 0 0 0社のリスト公表ということなんですけれども、こちらから2, 0 0 0社、未来投資部門ということで推薦させていただいて、実際にはまだ公表はされていませんけれども、ほぼ公表されるだろうという段階には来ています。まだ実際に公表はされておられません。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ちょっと一番肝心の、この事業について、この促進法に従ってこういう支援にはこうやりますよというようなきちとした説明が多分必要、抜けているんでないかなと僕は思うんですよ。これ自体は聞きましたよ。でも、これも聞きました。でも、肝心の事業は、それは開発事業者のあれですから我々は聞きました。それは持って帰ったわけですから。じゃ、それを通じて、あの企業を通じて、この未来促進法の支援の、ここはこういう支援をしていきますよ、しましたよというようなきちとした丁寧な、先が見えないので、我々も。ぜひそのことをしていただいたら、少し、我々も理解できるんじゃないかなと思います。

我々もできるだけこういったやつも聞きながら、できるだけ加速度をつけな

かんなどとは思っております。おくれないようにしていきますので、ぜひ丁寧な説明も含めてお願いをいたしたいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 今、いろんな支援のある中で、今の現段階では地方創生推進交付金が活用できるという支援を今活用して今回予算にも上げさせていただいておりますし、その支援を今やっているところです。全ての支援全部を順番にやっていくかどうかということではなくて、今、この事業に関して推進交付金が活用できるという支援がまずありますので、それについて取り組んでいるというところで。議員おっしゃったように、この支援、こういうふうに支援した、支援していくというのはまたその時点でご説明させていただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

なければ、暫時休憩をいたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、住民生活課関係、7ページから8ページの補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） それでは、住民生活課所管の説明をさせていただきます。

説明書7ページ、お願いいたします。

左側、国保会計繰出金45万円につきましては、国保会計におきまして福井坂井地区広域圏負担金がシステム改修等のため、89万8,000円の増額となりました。財源といたしまして、同組合の28年度精算返還金44万8,000円を充てることといたしますが、その不足分45万円を今回お願いするものでございます。

右側のほうをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計繰出金3,000円の減額につきましては、同じく福井坂井地区広域圏負担金が6万9,000円増額となりましたが、返還金が7万2,000円となりましたので、その差額分3,000円の減額をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。

塵芥処理費負担金、補助及び交付金23万3,000円につきましては、福井坂井地区広域圏事務組合負担金の衛生関係の増額分をお願いするものでございます。財源につきましては、同じく28年度の清算金645万6,000円がございますので、その分を充てたいと考えております。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） なければ次に、福祉保健課関係、8ページから12ページの補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、福祉保健課関係の説明を申し上げます。

資料8ページ右側をお願いします。

社会福祉事務諸経費320万円の増額につきましては、町立診療所の開設に向けまして、将来の収支、それから必要な機能について事前に調査するというところで検証させていただきました。

9ページ左側をお願いします。

臨時福祉給付金支給事業でございますが、551万4,000円、償還金でございます。27年度の給付金、それから28年度の給付金、返還する必要がございますので計上いたしました。

右側、介護保険会計繰出金でございますが、介護保険事業費補助金、それから返還金ございましたので、それを財源とすることから組み替えによりまして140万9,000円を減額するものでございます。

おめくりいただきまして、10ページ左側をお願いいたします。

翠荘施設管理諸経費57万9,000円の増額につきましては、電気料、水道料、それから修繕料を計上するものでございます。電気料につきましては、空調機器の劣化によりまして児童館の分につきましてはセントラル方式から個別のエアコンに切りかえております。そのため、灯油代につきましては若干減額が見られますが、電気料が不足いたしますので増額するものです。それから、水道料金につきましては、入浴者など利用者が増加しておりますので、水道料が不足したため計上するものです。それから、おたっしや夢サロンの自動火災報知器が作動

しないため、これの修繕をするための費用でございます。

右側、健康福祉施設の135万7,000円の増額につきましては、禅の里温泉のろ過器がスケールなどの固着により能力が不足しております。これを健全にするために修繕するため、計上するものでございます。135万7,000円の修繕料でございます。

11ページ、それから12ページにつきましては、補助金、負担金の返還金でございます。妊婦乳児健康審査事業につきましては6万円の返還金、それから未熟児養育医療費給付事業につきましては20万1,000円の返還金。それから、おめくりいただきまして元気長生き健康づくり推進事業につきましては5,000円の返還金でございます。精算により返還することになりましたので願います。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

上坂君。

○1番（上坂久則君） 10ページですか、翠荘の入場者が、入浴者がふえて水道料金がオーバーしたと言うけど、あそこは幾らですかね。入浴料は。たしか250円でなかった？ 永寿苑もそうやね。

これ、一般質問のときにちょっと忘れたんやけど、上志比の人から、松岡とか永平寺の人が同じ公共施設で250円で入浴できるのに、何で上志比の人間だけが400円も取られるんやという非常にシビアな質問があったんですわ。

それは行政の都合で温泉やから400円取りますという言い方も。じゃ、同じようにボイラー使ってお湯沸かして、費用がかかるんなら、じゃ松岡かって旧永平寺町の永寿苑かって400円にすればいいじゃないですか。でしょう。それをどうやって答えたらいいんですか、課長。何で料金の差があって当然というふうに説明すべきなんですか。そこら辺どうなんですか、課長。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 料金につきましては非常に難しい問題でございます。

確かに温泉という源泉を使った入浴施設であるという点と、それから老人センターでの入浴施設、通常でいう銭湯と同じような料金になっております。

永寿苑につきましても、翠荘につきましても、議員仰せのと通りの250円の

金額になっております。

禅の里温泉につきましても、同じような料金をという趣旨だろうと思えますけれども、これにつきましては条例での金額、それから指定管理者との協議による金額となっております。

現状の料金体制につきましては、温泉という付加価値という以外に今のところ、私が思うにはそれ以上のものはないんですが、現状、禅の里の利活用の状況、指定管理上の状況から判断するに当たっては、適正な料金であるというふうに思っています。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） この辺ちょっとしつこくしたいけどね。私、一般質問でこの入浴料取り上げようというのは、今、独居で老老で住んでたんですけれども、今一人になったと。まだその人は自活できるような元気があるんですけど、自分の自宅で風呂へ入るとき、やっぱり入るときには当然、入った後、入る前、掃除もして、やっぱり週に2回ぐらいは入りたいんやと。ところが、今の400円では、その人は80ちょっと済んでいるんかな。大変なんやと。その辺、別に温泉施設じゃないですからね、あれは。ただ、「温泉」てついでるだけでね。もともとのつくったのは福祉施設でつくったわけですから。施設で。だから、あくまでも福祉施設ってなってるでしょうって。だから、私、全員に何も下げろじゃなくて、少なくとも75歳以上の後期高齢者、今、障がいとか認定している人は250円で入っているわけですから、もう80も以上もなったら、それぐらい福祉施設の政策として私は十分検討すべきやと思いますよ。ね、町長。その辺どうですか、町長。

何も80もいったら入浴料が250円にしてあげりゃいいじゃないですか。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） そういった方々のお気持ちも十分わかります。ただ、条例を制定したときにそういった意見があったのかどうか。また、今、今回指定管理をしていますので、指定管理は本当に契約上強固な、強固といいますか、なかなか口出しができない契約になっております。指定管理というのはそういったものなんですが。

ただ、見直しというときがありまして、今回、実は消費税増税のときに見直すというふうに皆さんに申し上げましたが、それが先延ばしになっていますので、

次の増税の消費税増税が来たときには、もう一度見直しのときにそういった話を
していけたらと思いますし、今いろいろな私たちも回数券のとか、いろいろな
こともありますので、町の思い、また議会からのご提案、そういったのをしっか
りと一緒なテーブルにのせて交渉させていただこうと思いますので、よろしくお
願いします。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） もう一つ最後に。ですから、ちゃんと理解してほしいのは、
何も全員に400円を安くせいと言うんじゃないんですよ。だから、今だったら
障がい者やとか介護認定もらっていると250円を入れるわけでしょう。それは
あくまでも政策判断でやっているわけでしょう。ですから、一定の年齢、80歳
以上超えるとか、後期高齢でもいいじゃないですか。やっぱり人に対する愛情を
持っている永平寺町としては、やっぱり一人で独居でいて、なかなか風呂の掃
除も大変なんやと。それはしみじみ言われたら、私も町民あつての我々議員です
から、そこは政策判断で、町民大事にする町長に、町民の声としてよく伝えてお
きますよというふうに話したんです。

ですから、別に委託してるからできないというんじゃないですよ。だから、あ
くまでもこれは福祉政策の一端として、別に一定の年齢来るとか、そういう人
にはいいですよという、そんなもの町長の判断一つじゃないですか。今、即、即答
は求めんけどね、やっぱり人を大事にする政策はちゃんとやってくださいって。
そんなもん、年間にふえたところで、税金だけでも700万以上超えているわけ
でしょう。仮に400円の人が一定のちゃんと年齢制限やって生活のスタイルを
見て使っても、100人いたところで年間どれだけなんですか。わずか七、八十
万でしょう。七、八十万で100人以上の人が、ああ、親切やな、よかったなど、
さすが町長、町民に対する愛情があるなって言われたら、それはやっぱり真剣に
検討せざるを得んでしょう。それ以上答弁を求めんけど。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

上田君。

○8番（上田 誠君） 2点あります。

まず、1点目です。8ページの開設、高齢化に向けての訪問診療所の開設に向
けたということですが、私もこれは非常にいいことだと思ってあれしたいんです。

ただ、この内容の320万の調査のところはどういう専門機関がどのような形
でどうなるか、やるんかというのは全然示されてないので、そこをちょっとお知

らせいただきたいというふうに思います。大体その結果がいつごろ出て、どういふふうにご利用するのかという、そういうその流れもできたらお示してください。

それから2点目、10ページです。右のほうのろ過器のところですが、当然、これつくるときにもランニングコストも含めてどういう形になるかというのをやる私ども一般質問と、それから質問のところでいろいろさせてもらいました。これは、要は補正ということになれば定期的な交換の時期のあれではないと思いますね。当然、何年に一度の交換という形で、当初の計画の中にあつたと思います。その中で、あえてこういうような形で出るということは、今後そういう形でその交換時期が早まってなるのか、そういう計画との違いと、今後こういうろ過器だけじゃなくて、その当初つくるときも配管においてもよその県へ視察行ったときなんか結構湯の花がついて1年に一遍交換してしまうよとか、それからポンプについてもこの前ありましたが、当然のようにポンプがだめになって、当初の計画より早まって1年ぐらいで交換しているよというような話も聞いてきていました質問をしたわけですが、そういう経緯の中から、今後、これはろ過器だけですが、今後のことも含めるとそういう見通しのところが、再度僕は見直す必要があるんじゃないかと思うんですが、そこらあたりも含めてご見解等をお知らせください。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず8ページの委託料につきましては、医療系のコンサルタントさんを予定したいと思っております。提供するデータとしましては、手持ちのこちらのほうで入手できるデータ、例えば国民健康保険の受療者の動向、それから後期高齢者の受療者の動向、それから障がい者の方の状況、それから外出支援関係の利用者の状況などいろいろ提供した上で、これから永平寺町の例えば外来診療の状況はどうなるか、それから在宅医療の見込みはどうなるかと。

それから、福井大学病院に依存している外来の状況がありますので、その辺の状況ですね。まず、医療体制についても医療構想の中で機能が分化され、特定機能病院から、言い方悪いとあぶれる方も出てきます。その辺の予測も立てた上で、診療所のシミュレーションをして、こういう収支になるでしょうと。外来のドクターの数、それから看護師さんの数なんか適正な数値も見込めるんじゃないかと。その辺から指定管理を今のところ予定しておりますが、その辺の費用的な見込みも出るだろうということを想定しております。

数値的にはなるべく早いうちにお出しいただきたいというふうに思っています。業務の委託期間としましては、年度内を想定しておりますが、提供できるデータ、それから算定していただく期間につきましてはなるべく早いうちに数値を出していただきたいというふうをお願いしていこうと思っております。1月なり2月においても議会のほうにはご説明できるようなスケジュールを今のところ描いております。

それから、禅の里の修繕の件ですが、オープンして5年目を迎えて、いろんなところにスケールがたまってきているというところがございます。当然、通常のメンテナンスも行っているわけですけれども、市中の温泉よりも非常に成分の強い、それから温泉成分となっております、業者さんに言わせても非常にスケールが付きやすい泉質であるというふうに言われています。今回、温泉及び白湯のほうのろ過器のほうも整備する必要が出てきました。

通常、ろ過器も当然メンテナンスを行っているわけですけれども、その手前の五方弁って自動で開閉する弁があるんですけれども、こちらのほうの動きが非常に悪くなっていると。今回の修理については、こちらの弁の自動的に動く弁の修繕がメインになっているということになっています。

今後につきましては、通常メンテナンスの中でその弁についても管理するよというのを項目を加えるような指示をいたしまして、5年目を迎えた、今回修繕しますが、これが定期的に出てくるかという、そうならないように指示して管理していただくようお願いしていこうと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ぜひとも、先ほどのコンサルの件ですが、今後、地域ケアシステムの構築もありますので、ぜひともそこらあたり、また予算面も含めてお願いしたいなと思います。

そして、議会にぜひお示しいただいて、やはりそれも一般質問でもありましたが、やっぱり町民の方にこういう形で進めていますよというやっぱり安心を与える意味でぜひともまた声をお願いしたいと思います。

それから、10ページのこれ、もう5年たって、多分10年サイクルでいくとリニューアルじゃないですけれども、結構計画をやっぱり見直さなあかん部分が出てくると思うんですね。ぜひとも今の段階でそういうものをどうするのかということも示していただきたい。

よく言われているのが、指定管理料ですが、当初もありましたように5万人で計算して、6万、7万になったら指定管理料がただになるよみたいな感じの説明がありました。現実的にはそういう形ではないし、またそれプラスアルファの料金が出てるわけですね。

それから、その利用体系のほう含めて、健康福祉施設であるんならばどうの云々という話も出てますし、だからぜひともその見直しをやはりきちっとやらなきゃいけない時期に来ると。それに向けて10年後のときのリニューアル、当然、設備のリニューアルもあれば、改善せなあかん建物とかも出てきたりしますので、ぜひとも早い段階でそういうものをお示しいただきたい。それを一つの契機にしたいと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 8ページ、訪問診療関係の、いわゆる診療所を開設したいということで進めている事業の、その見込み調査といいますか、そういうことをやるということですが。僕はちょっとやっぱり、介護関係でも、今、その在宅へとか、病床数をどんどん減らしてとか、看護師の配置なんかも7分の1が100分の1でもできるような老人病院みたいなものですよ、をつくりたいとかということで、動きが急なんで、やっぱり期待はいつごろ開設か、なかなか難しいというのは言うてるんですが、現実的にはそういうことと、本当にどの程度まで来てるんかというのはまだわからんのやね。どの程度まで来てるか。あとちょこつとかどうか。その辺もできたら示してもらえることが本当に気楽にお願いできる環境づくりですから、非常に今前向きにも言われていることであるんですが、そういう意味では一步踏み込んだ発言もどうなのかなということをお願いしたいと思います。

10ページ、温泉のやつですが、全く同じです。これから本当にどうやって整備していくんだろうということは早い時期に示さなあかんし、決算のときも言ってるんですが、ちゃんと当初約束した指定管理の内容については、それを履行するように求めたいと思いますから、そういう意味ではきちとした方向性をどこかで、もう5年たったということですから、いい時期に出してほしいと思うんです。その辺どう考えているのか。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、指定管理につきましては、先ほど上坂議員でもちよっ

と関連かなと思いますが、その交渉の時期というのがありますので、そのときにはしっかりとテーブルにのせれるような材料、今おっしゃられた何万人から、そういうのありましたよとか。また、ただ、運営して、指定管理業さんのやってみてかかる経費とかというのがあると思うんです。そういうようなのもやっぱりしっかりと聞いた上で、こちらでは材料を用意して、また。見直しいつやっつけ。後で答弁します。また、その時期が来ます。その何年何年で見直しというのがあったと思いますので、その時々でしっかりと交渉させていただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） じゃ、温泉のほうからちょっと申し上げますと、31年の消費税の改定のときに、あわせて料金改定は見込みたいなど。それから、さっき議員おっしゃってた250円の件についても、またちょっと考えたいなど。ただ、高齢者の方は363円になると思います。1,000円の11回の回数券で、実質的には363円が入っておられると思っています。

それから、指定管理料金ですけれども、5年間の収支を計算しますと、資料はお渡ししてるとは思いますけれども、管理者にとってみれば5年間通してまだマイナスである。それから、指定管理料を含まない金額で推計すると1,650万ぐらいの赤になっていると思います。ですから、現在、1,695万円の指定管理料お支払いしておりますが、ある意味、適正な金額で運営されているなということが見えてきます。

それから、診療所の件ですけれども、なるべく早い開設を見込みたいなと思っております。県の医療構想の中でも機能の分館を見込んでおられます。現在、町内の近隣には県立病院、福井大学病院、それから済生会病院、赤十字病院と4つの大きな病院ありますが、これらの病院においても急性期、それから高度急性期などの病床については減の方向でいくのではないかなと思っています。

それから、そのほかの急性期病院などもできれば回復期の病床を確保するような方向に流れは行くと思っています。入院期間も短くなって、医療費の抑制が図られるということにつながっていきますので、そういった時期を迎える前に町としてもかかりつけ医の不足という状態は解消したいなということを強く思っております。

大学、それから町内の、それから福井市内の医療機関との調整なんかも若干必要になってきますけれども、私の思いとしてはできれば31年度には体制をとり

たいなということを思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩をいたします。

（午前11時11分 休憩）

（午前11時17分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

金元君。

○9番（金元直栄君） 大学病院も新しく建てかえて病床数が減った。そういう状況があって、本当に今全国で何十万床という単位で病床を減らそうと。そうい医療計画つくる中で進めていくという国のやり方ですから、本当に高齢者なんか入る場所がもうなくなってくる可能性ある。本当に大変な人をどうするか。どう見ていくかということが大きな課題だと思うんですね。

僕はやっぱり地域包括支援センターなんかもこっちに来てもらって、行政との関係でも非常に意思疎通ができるし、住民も相談しやすい状況になっているんだと思います。あわよくばというのか、できれば地域包括支援センターなんかを直営にすると同時に、こういう診療所ができれば、そことリンクして、本当に地域でも安心して暮らせるような条件築いていってほしいと思います。一日も早い実施を期待しています。

2つ目の問題で、さっき言った温泉の問題ですが、私は料金の問題とか赤字の問題とかということについてはこれまで十分論議されてきたんだろうと思うんですが、ただ、指定管理の問題については当初の約束が何万人でペイにされるということと同時に、今ちょっと言われていたんですが、指定管理、5年間やってきて赤字になっているというのが、本部へ持っていつている金は、それは別ですよ。向こうの企業努力ですから、そこは。どうするかというのは。

だから、そういう金だけでも5年間といたら結構な金額になるということは十分考えられるし、施設の傷みの早い問題なんかも新たな課題として出てきているんでね、僕はここで本当に早い時期にそういう、確か最初は4年で見直し、3年、3年で指定管理の条件見直しを行うっていうことでなかったかなと思うんですね。その期限来てしまうまで何にも動かないのではなしに、その前から十分に話していく必要があるんじゃないか。

僕はこの際、指定管理についてはこういう大きい、新たに負担がふえるという

こともありますから、道の駅管理している人たちに指定管理で任せてしまったほうがよっぽど町内にお金が落ちることになるのではないかと。そこは十分考えてお願いしたいなって思っているところです。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 禅の里の料金、それから指定管理料につきましては31年をめどにまた改めて見直したいと思っています。

それから、3年計画の4年目に見直すということで28年度に見直すということでありましたが、現行の料金をもってやるということで事業者さんとは合意を得ております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 10ページの温泉施設禅の里の修繕ですけれども、当初からリスク管理、リスク分担決めてると思うんです。指定管理の中でも出てきているんだろうと思うんですけれども、この事例についてはどっちが出すかという話なんですけれども、その条項のここに、条項というか、こういうところに充てて町がこれ修繕しますよというその根拠をちょっと示していただきたい。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 条項までちょっと覚えてないんですけど、50万以上の修繕については永平寺町のほうで修繕するというような契約になっています。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

なければ次、子育て建設課関係。

○議長（齋藤則男君） 続けます。

次に、子育て支援課関係12ページから16ページの補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） それでは、子育て支援課関係の12月補正予算の説明をいたします。

予算説明書の12ページをお願いをします。

右側の児童手当支給事業でございますが、平成28年度児童手当国庫負担金において、精算により30万9,000円の返還が生じたため補正をお願いするものでございます。

13ページ左側をお願いします。

子育て支援センター事業で電話料1万9,000円の補正をお願いをするものでございます。これは、子育て支援センターコアラのお部屋と御陵児童クラブが兼用で電話を使用してまいりましたが、その電話料につきましては、当初予算、御陵児童クラブで予算計上をしておりました。御陵児童クラブが9月に御陵小学校の体育館のほうに移転したことにより、今まで使っていた電話が子育て支援センターコアラのお部屋専用になったために、今回の補正をお願いするものでございます。

右側の放課後児童クラブ運営諸経費でございますが、今年度より児童クラブ指導員の有休制度の導入、また資格研修事項に伴う分につきまして、シルバー人材センターより補充をお願いしています。その補充分の予算につきまして、今回、委託料として68万円をお願いするものでございますが、この予算につきましては、当初予算に委託料として計上しておりませんでしたので、今回、補正をお願いするものでございます。

なお、補正額68万円のうち、研修事項にかかわる補充分につきましては、国及び県の補助対象となりますので、歳入でそれぞれ国3分の1、県3分の1のそれぞれ8万8,000円の補正を歳入で補正しております。

続きまして、14ページから16ページ左側にかけては、10月22日から23日にかけての台風21号による被害で、幼稚園、幼稚園施設に修繕をする必要が生じたため、修繕費及び備品購入費等の補正をお願いをしているものでございます。

なお、建物共済保険金として歳入で合計66万7,000円の補正をお願いしております。

以上で、子育て支援課関係の補正予算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今の台風等の被害の状況ですけれども、たしか農林課さんと建設課さんは被害状況が出てきたと思うんですけれども、この部分は出ていましたかね。もしも出ていないんなら、何か一覧でぜひ。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 一覧で同じように写真もつけて提出してあるはず
です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

なければ次、農林課関係 16 ページの補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） それでは、農林課関係の補正予算の説明をさせていただきます。

16 ページ右側をお願いいたします。

農地中間管理事業、補正額 50 万円でございます。これは償還金でございますが、実は農地中間管理機構を通して農地を貸し付けた場合に、貸し付けた面積に応じて経営転換協力金という形で個人に県からお金が交付されます。この場合、10 年以上農地を貸し付ける条件で契約を取り交わすわけですが、今回、どうしても農地を手放したいということで、契約期限を待たずして解約したということで、この 50 万円を返還していただくことになりました。

なお、歳入につきましても同額を農林水産事業費の雑入で受ける予定をしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） なければ、次に商工観光課関係 17 ページの補足説明を求め
ます。

商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） それでは、商工観光課関係の補正予算につきまして
ご説明を申し上げます。

17 ページ左側をお願いいたします。

観光事務諸経費、負担金補助及び交付金の 100 万円でございますけれども、
映画製作負担金ということで、勝山市が中心となって製作いたします映画「ロー
カル線ガールズ～私、故郷に帰ってきました」の製作費を支援するという
ことで、製作委員会に対して負担金を支援するという
ことでございます。

なお、えちぜん鉄道沿線の福井市、それから坂井市、あわら市も同額の 100
万円を負担するという
ことになって
ございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） この映画の作成というのはテレビでも見ているんですけども、当初、これは勝山市が企画している事業ということで、何か月か前の全協で初めこの話が出て、要望額もちらっと聞いたんですけども、えらい要求やなというような感じをしていたんですけども、実際に関係市町で協議をしたということですが、そういった中で今私が感想を述べたような、えらい無稽な話やなというような話は出たのでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 当初のというのは、100万円を超えた金額の話でしょうか。

○2番（滝波登喜男君） そうです、そうです。

○商工観光課長（清水和仁君） 正直申し上げますと、勝山市からはもっと……。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩をいたします。

（午前11時29分 休憩）

（午前11時36分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

質疑ありませんか。

上田君。

○8番（上田 誠君） 休憩中にちょっと話させてもらいましたが、やはり住民の方々には腑に落ちんような問題もあるかと思うので、ちょっと質問させていただきます。

これが出た時点で、私、福井市やら坂井市の議員ともちょっと話ししました。そうしましたら、やはり同じような考えを持って、議員のほうも、例えば映画の製作に対してその費用を出すということがいいかどうか。公費を使うといいんかどうかということがやはり論議になりましたという話もありました。

それで、やはり、例えばここの市町、勝山を含めて全部のところこういうPR どうしていこうかと。例えば今までの予算の計上の中にも各市町が宗教街道連盟の中でその予算を組んで国やらいろんなところの補助を受けながら、当町も出

して、そこらあたりをPRしていくんやというふうな予算づけは当然今まででありました。私もそれも大事やと思う。しかし、この場合は、降って湧いたような形で私どもへの説明はそういう時期はそうだったのと、それと今ほど言いましたように、公費をそこで使うのはいかがなものかということも含めて、もうちょっとそこらあたりは住民の方々に、それは当然、全く100%あかんと言ってるわけじゃないんですが、PRすることについては。だから、そういう面の整合性もやはりある面ではきちっとご説明をいただきたいということも含めて、ちょっとその見解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） まず、勝山市さんのために慈善事業でも、つき合いでとか、そういったのではなしに、この100万円の中で、永平寺町の永平寺口駅を中心としたひとつ大きなドラマが設定されている。また、地元の人もエキストラで出てくれて、また永平寺消防も出演している。あわら市さん、坂井市さんにしても東尋坊とか、いろいろな観光地も紹介をしていただけるのと。

もう一つは、先ほどちょっと休憩中にも言いました、一部分切り抜いてIターン、Uターンとか、そういった映像にも権利とかはもうお渡ししますということで、そういうふうにもこれから先にも活用できるというのもあります。

そういったいろいろな点でもっと負担は本当は求められていたんですが、うちとして、また近隣市町と相談させていただきまして、こちらからもいろいろ条件はつけさせていただきました。こういうふうに使わせてもらえないとか、上映会はどうか、そういったのもしてますので、またご理解をいただきたいのと。

これ、詳しいことあったら答弁お願いします。

○議長（齋藤則男君） 商工観光課長。

○農林課長（野崎俊也君） 先ほどPR等に関してというふうなことで、各市町連携という話もありましたけれども、今、沿線4市町でくくっての協議会というんですか、観光のほうではないというふうなことがございます。

PRに関しては、勝山市のほうで今制作委員会への負担金と言いましたけれども、上映委員会とまた別につくりまして、そちらのほうでPRしていくということになってございます。

ですから、うちの町が直接的にそれに関与することは今のところはないわけですが、当然、うちの町も舞台の一部にもなっていますので、何らかの形で町民の方には広報等を通じてお知らせをしていきたいというふうに思います。

また、メリットということですがけれども、先ほど町長がおっしゃっていましたが移住とか、そういうのに使えるような映像もいただけるということですがけれども、やはり観光的にといいますとお客さん呼び込めるような一つの手段ではないかというふうなこと、それから永平寺沿線の自然とか魅力を十分にPRできて、ロケツーリズムといいますか、鉄道を舞台にしていますから、それに一遍乗ってみたいとか、現地に行ってみみたいというふうなことでお客さん呼び込めるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

なければ次、建設課関係17ページから19ページの補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（多田和憲君） それでは、建設課所管の補正予算についてご説明いたします。

説明書17ページ右側、道路橋梁総務諸経費、県営道路整備事業負担金445万1,000円でございますけれども、県が進めております道路事業に対する負担金を計上するものです。

対象となる事業につきましては、道路改良工事負担金と申しますのは県道小畑松岡線、県大前通りでございます。あちらの事業費が3,450万7,400円に対する10分の1の負担金。もう一つは、消雪リフレッシュ工事負担金ですがけれども、清流地区にあります国道416の消雪用のポンプ設備、これを遠隔制御するというので500万の事業に対する5分の1の負担金。この2事業でございます。

続きまして、18ページ左側の道路新設改良費ですがけれども、こちら財源更正となっております。

今年度、えい坊館、わくわくRiverCan、道の駅禅の里の3施設を自転車の駅として整備しております。これにつきまして、下段の特定財源のところにありますように、県の補助金でありますクルマに頼り過ぎない社会づくり推進事業補助金と、こちらの助成を受けますので、整備にかかる費用36万9,000円の2分の1にあたります18万4,000円を一般財源から県補助金に更正するというものでございます。

続きまして、18ページ右側、道路橋梁災害復旧費544万4,000円及び19ページ左側の公共公用施設災害復旧費228万6,000円でございますが、

こちら、いずれも10月22日の台風21号による被害の応急対策及び復旧にかかる工事請負費を計上するものでございます。

18ページの道路橋梁災害復旧費につきましては、17カ所において行います14件の工事に544万4,000円。

19ページの公共公用施設につきましては、ファミリーパークのグラウンド3塁側ベンチの屋根、テント及び諏訪間にあります除雪車格納庫シャッターの補修、こちらで228万6,000円というふうに計上しております。

19ページの諏訪間の除雪車格納庫シャッターにつきましては、このページ、一番下でございますこういう建物災害共済の対象となりますので、工事費の2分の1の歳入96万7,000円を計上しております。

以上、建設課所管分のご説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） なければ次に、上下水道課関係19ページから20ページの補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） それでは、上下水道課関係についてご説明をさせていただきます。

19ページ右側をお願いいたします。

農業集落排水事業会計繰出金3,000円につきましては、農業集落排水事業特別会計の12月補正に対応する財源として一般会計からの繰出金を計上するものでございます。

20ページ左側をお願いします。

下水道事業会計繰出金138万4,000円の減額につきましては、下水道事業特別会計の12月補正が減額補正を予定していることから、財源である一般会計からの繰出金について減額を計上するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） なければ次に、上志比支所関係20ページの補足説明を求め

ます。

上志比支所長。

○上志比支所長（原 武史君） それでは、上志比支所関係の補正についてご説明いたします。

20ページ右側をお願いいたします。

総務費、総務管理費、支所費ということで532万2,000円の補正をお願いするものでございます。

新上志比支所の建設につきましては、平成30年度に解体新築を工事を行い、31年から新上志比支所で業務を開始する予定としておりますが、工事期間中におきましては、現在、工事しています旧商工会上志比支所の改修後の公民館ですね。上志比地域振興センターで業務を行いたいと思います。

この公民館の改修工事でございますが、年度内完成を目指しておりますので、完成するとそこに支所を、事務所を移すわけでございますが、その関係費用でございます。

532万2,000円の内訳でございますけど、ネットワーク関係といたしまして移設後のパソコン設定、ネットワーク機器設定、インターネット機器移設、ケーブル配線、移設後のパソコン設定等々で315万9,000円になります。電話関係で136万800円。地震計が今支所についておりますが、地震計を移す必要がございますので72万3,600円。それから、防災無線のアンテナが拡声器が支所の前に立っていますが、現在は支所のほうから電源を引っ張っております。支所がなくなりますと引っ張ることができませんので、道路沿いに建っている電柱から直接引く工事を行います。これに7万7,760円。以上で532万2,000円の移転費用となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 上志比支所のいわゆる解体、建設については、これまでも一応説明は聞いてきたつもりでいるんですが、大体100坪程度という内容は聞いていたんですが、それ以外のことについてはあんまり会議室を1と事務室というのはこの間説明されました。あんまりよくわかっていないですね。

僕はやっぱりこれから支所をどうしていくかという問題にもかかわってきたことですし、前の商工会を譲り受けたところを公民館としての利用というの聞いて

ていますが、もう少し説明していただくとありがたいと思うんですが。設計ぐら
いは、基本計画というんですかね、ぐらいは示してもらうのが筋ではないかなと
思うんですが。

○議長（齋藤則男君） 上志比支所長。

○上志比支所長（原 武史君） 現在、支所の内容につきましては各課連携している
いろなことを出し合って施設の中の面積を決めているわけでございます。それで、
今、この間も町長、一般質問のときに答弁いたしました。上志比地区の振興連
絡協議会の皆様方に今お示しいたしまして、再度ご意見伺いながら、役場関係の
各課で再度検討いたしながら、面積を決めていきたいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 協議しているのはいいんですが、大体町としてどういうもの
を考えているのかというのは、せめて略図ぐらいでもなんか示していただく機会
があっていいんでないかなと。

これ、支所をどうするかということにもつながるので、地域の人にとしてみると
それなりの大きさあったやつが今度ほぼなくなってしまうということになると、
小さくなるということになると、えって思われる方もいらっしゃると思うんです
ね。そういう不安もあるので、僕はやっぱりきちっと議会に示して、こんな内容
でどうかというのをまず聞いておくことも大事なんでないかなと思うんですが。

○議長（齋藤則男君） 上志比支所長。

○上志比支所長（原 武史君） 振興会の皆様方からは要望書いただいております、
28年の11月8日の日にアンケート調査を実施してございます。それで、振興
会のほうから町のほうには要望書として提出がございました。

その折の上志比支所のイメージでございますけど、上志比支所の新しい建物は、
現在の場所に温かみのある、大屋根、木造、切り妻を主眼に、図書館と防災避難
用倉庫を併設した形での設計を要望いたしますというふうに出ています。

それに対して町からは、29年の4月と7月に文書で回答しておりますが、支
所のイメージ、併設施設の図書館、防災用倉庫については各課検討させてくだ
さいというふうにご答えております。

これをもとに、今後、何回も言っていますど、各課連絡調整いたしましてやっ
ていくというふうになっています。

例えば防災用倉庫なんかでございますけど、支所と一緒にくっつけて建てるん
じゃなくて、後ろに今現在倉庫があります。倉庫を改修して、そこに防災用倉庫

を設けるという計画というんですか、会議ではそういう話が出ております。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 上志比支所のこの話なんです、実は上志比支所に公民館があったんですが、実はいろいろな規制の中でなかなか、仮の公民館という位置づけでしたのが、今、そこを正式に商工会のほうで公民館活動ができる施設にさせていただきます。

それと、やはり上志比地区、支所の利用がやはり多くなってきておりますので、なかなか本町まで来れない。そういったサービスのため、また拠点のためにも、今、100坪、そして会議室程度、今のワンフロアの半分程度の建物を計画しています。

ただ、最初の段階から振興会の皆さんからいろいろご提案もいただきながら、できることとできないことはいろいろお話をさせていただいて、最終的に皆さんの合意のもとでできればいいなと思っておりますので、今回、今ほど所長申し上げましたとおり、振興会の皆さんと最後こういった形で行きますという説明をしっかりと設計の予算を持っていきたいなと思います。地区の皆さんの思いが入るような設計になればいいなと思っておりますので、またよろしく願います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） どうも僕ら聞いている限りでは、今町長の答弁と今まで聞いてきたのとではちょっと差があると思うんですね。もう100坪。中会議室が一つと事務室ということでこれまで私は聞いてきたように思うんです。だから、そこまで決まっているならそれなりの構想を示すべきでないかと。

ただ、今聞いているとまだ協議中だということですから、そうなってくるとやっぱりどこかできちっと示してほしいんやね。それ、きちっとやっぱりみんな、こんなん言ったらなんです、支所をなくせという人も以前はいました。そういう方針を持った人たちもいました。僕はやっぱり支所は地域の振興とか、地域の住民の感情を含めるとどうしても残すべき施設でないかということで主張した経過もあります。

ただ、ここに来て、そういう前提なしにというのはどういうものにしていくかという構想なしにぱっと予算つけてつくってしまうよというのでは、僕、ちょっとまずいんじゃないかと思うんですね。今までの経過から言っても。

だから、振興会で話してるなら、それが終わった時点でどういう計画をしてい

くんかというのはいつごろまでにしたいかとかということも含めてしていったほうがいいと僕は思っているんですが。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 一般質問で多田議員のご質問にもお答えしましたが、本当やったらこの補正でちょっと設計の金額も出てきてたんです。ただ、私としては、やっぱり地元の振興会のご理解、そういったのが本当に設計に盛り込まれているか、そういったことで、そこがしっかり行政側の立場の説明もやっぱり必要だと思いますし、皆さんの思いというものも必要だと思いますので、それがしっかりと合意がとれない限りは、予算のほうには計上しないということを伝えておりますので、また逐一、これも皆さんの本当にただいまこういうふうな状況で、こういうふうな建物になっていますというのをお示しをしましてから、しっかりと設計の予算を持たせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 先ほど振興会、振興会っておっしゃっておられますが、昨年もそうですが、皆様ご存じのように、振興会は区長さん関係の人と各種団体の人、いろんな方がいらっしゃいますが、区長さんは毎年毎年かわるわけですね。その中で聞いていますと、区長さんの中で全然支所の解体そのものがわからない。わかっていないという住民がたくさんおられるんです。

だから、行政として支所を何年度にこういうふうにするんだということを細かく説明していただきたいと思うんです。ただ、振興会の会議中で、町長初め、皆さんがおっしゃっておられるんですけども、区長はもうそのまま書いて、ただ、住民に全然言うてない集落がたくさんある。だから、こういつて回ってみますと、いつ役場が解体する、なくなるという、新しくなるんやと言う方がたくさんおられるわけですね。

だから、もうちょっと行政として、ある地区地区において綿密にそういう計画でおるんだということを説明してから振興会へ上げていただかないと。振興会はさっきも言いますけど、1年1年区長さんかわっちゃうわけですね。かわるから、何もその関心度というんですか、ないと。

行政としては、それはわかりますよ。ほやけど、地域の住民の皆さんの意見を聞きます、聞きますって町長もおっしゃっていますけれども、我々にしてみたら何も聞いてないんじゃないかというふうに感覚起きるんですわ。行くところ行くところ

こ行って、どうなるんや、どうなるんやというて。我々もこうこうこうですよという説明はしてますけれども、なかなか住民に納得いってない。

だから、もう少し振興会、振興会ばかりに任せないで、町長が今やられているミーティング、いろんなどころでお話しされて、防災の話だけでなしに、そういうやっぱり支所のことを詳しくお話ししていただけたらいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 上志比支所長。

○上志比支所長（原 武史君） 議員おっしゃるとおり振興会のメンバーの皆さんは、区長さんが17名、議員さんが現在は4名、それと各種団体の長の方がいらっしゃいます。各種団体の長の方はそのまま会長やっていたらそれは振興会のメンバーには残りますけど、区長さんの方につきましてはかわられるとかわってしまう。かわらないで入ってくださいという要綱変更をかけてお願いはしているんですけど、なかなか難しいところがあります。

議員おっしゃるとおり、メンバー変わってしまいますと中身もまたわからないということがあると思います。前の要望書につきましては、前回の委員の方が多い。前回の委員さんでつくったようなものでございます。今回、また今それを今のメンバーの方に提示いたしまして、それを集落へ持って帰ってもらうようお願いするつもりでございます。

それから、上志比区内での町長のすまいるミーティング等ございましたときには、また広報等してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 振興会でお話をまとまった後に、すまいるミーティングへ呼ばれたところでもその案件では入りますが、しっかりと役場から住民説明会の場を設けていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩をいたします。

（午後 0時02分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、生涯学習課関係21ページから22ページの補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 生涯学習課について説明させていただきます。よろしくをお願いします。

お手元説明書の21ページをお願いします。

今回、10月22日から23日の台風21号において被災した箇所の施設についての修繕にかかる経費を計上させていただきます。

21ページ左側、これにつきましては社会教育施設として管理しています山車倉庫。五松橋下流左岸の山車倉庫です。シャッターが破損しましたので、これについて53万円を計上させていただきました。

なお、これにつきましては構築物でありますので、半額が共済金がありますので、26万4,000円を歳入財源としております。

また、右側につきましては、体育施設、松岡庭球場、これにつきましては防風ネットの修理、また周りに植栽してあります木が被害を受けましたので、倒木伐採、また撤去処分費としまして3万3,000円。合わせまして30万9,000円を計上させていただいております。

22ページ左側につきましては、緑の村グラウンド管理費、これにつきましても倒木伐採及び撤去ということで、7万6,000円を計上させていただきました。

なお、当時、被災いろいろ受けましたが、細かい倒木、人力でできる範疇につきましては自力でやり、今回上げさせていただきましたのは大きいもので、ちょっと業者委託が必要と思われるものについて計上させていただきました。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） なければ次に、消防本部関係22ページから23ページの補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（朝日光彦君） 消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

説明書22ページ右側をお願いいたします。

まず、常備消防事務諸経費、補正額47万9,000円をお願いするものでござ

ざいます。

大変申しわけありません。説明書の一番最後の下の段ですけれども、「親職員」と書いてありますけれども、これ、字も間違っていて、これ、「親」を取っていただいて、申しわけありません。小さい字でちょっと。「職員採用」だけをお願いいたします。

これは、来年度、30年度ですけれども、消防職員採用者1名にかかる制服等の被服等の消耗品をお願いするものでございます。

続きまして、次に23ページ左側をお願いいたします。

消防施設等事務諸経費、補正額40万円をお願いするものでございます。これは、上志比東分団車庫が10月23日未明、台風21号の影響で建物の正面シャッター、それから西側、東側の外壁のトタンが部分破損したため、早急な修繕が必要と思われるため、お願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

中村君。

○14番（中村勘太郎君） 済みません。後者の2点目の説明の消防施設等事務諸経費の40万円と。これは台風被害による改修、修繕費ということでございますけれども、これはこれで対応していただきたいと思うんですけれども、共済のほうでもあれできるんでしょうかね。

それはそれとして、私もかねてより思っていたんですけれども、町長の、今これ、東のほうの分団車庫やね。ということは、藤巻のほうやったけね。県道沿いの。今、上志比は2分団がありまして、1分団が今、ここの東のほうの藤巻と。もう一つは、牧福島やったかね。上坂さんの前のところやね。そこに分団が、車庫が備えてあるわけですがけれども、かなり老朽化していると。耐震化もなっていないということ。そして、このように風が吹けば、強い台風とかが来れば被害を被るというようなこと。もう少し先を見て、今、これの修繕計画というのは統合計画か、いろいろなことの計画は消防本部、または行政のほうでなされていると思うんですけれども、先ほどの予算のところがありました上志比支所の解体等々において、そこを解体してこういうような100平米ですか、そういったもろもろの拠点をつくるというようなことで。

そのときに敷地内に1分団、2分団の車庫を合同に設置したらどうかと。一提

案ですよ、これは。提案です。分団はそのまんまんで1分団、2分団の拠点はその間にあって、何かあったらそういった防災の拠点、上志比というのはもうここに集中してるんだということで捉えて計画されてもいいかなというふうに思っておるところでございますので、今、この40万をどうのこうのというんではなしに、先を見た捉え方をちょっとどのように考えておられるのか、答弁お願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 今の議員のご提案、ありがとうございます。私たち消防本部といたしましても、消防団と協議をいたしまして、確かに老朽化もしております。木造でできておりますので、今後はそういうようなご意見があったこと、またそういうことを消防団の幹部、またそちらのほうで諮っていただき、再編計画もございますので、そちらのほうでまた煮詰め直していきたいと考えております。以上です。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） それはわかるんですね。今、行政のほうで上志比支所も改善されて、今こういうふうにして構えているところですので、それに乗っかかるといっているのではないですけども、それと合わせて、またこれもか、これもかというんでなしに、一時にそういうふうな拠点を整備したほうがよろしいかなと思って提案したところですので、早目に、早急な対応をお願いしたい。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 職員の被服費貸与品の準備ということですが、これ、新しい人の採用計画にのっとり次年度の4月からのだろうと思います。このことについて、まず、今回職員採用人員は一般職、保育士、保健師等含めまして9名。それにかかわらず、こういった被服費というのは発生しないのか。何かいきなり補正で採用後のめどがついたでって出すのがいいのか、それとも人事管理の中で当然、年度ごとに採用人員が定まっているわけですから、それに応じて当初で持つのがいいのか。本来、当初ではないかなとは思いますが、その辺いかがでしょうか。

2つありますね。ほかの人、一般職のそういうものは計上しなくていいのかということと、本来、当初であるべきではないのかということですか。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、ただいまの件ですけども、消防の被服につきま

しては、消防のこの被服つくるのに2カ以上かかるというんですね。当初予算では間に合わない。

今の当初ですね。当初、例えば1名採用とあれば、当初で予算計上といいますね。それにつきましては、次年度以降考えたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩します。

（午後 1時 分 休憩）

（午後 1時 分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

総務課長。

○総務課長（小林良一君） 済いませんでした。

今年度、29年度、3名採用いたしまして、あと1名の方が私ごとで急遽おやめになったということで、今回の被服費につきましては来年度当初から採用予定はなかったということでしたが、今回1名おやめになったということで今回の補正で1名分、来年度分の1名を持たさせていただきました。

それと、通常の一般事務につきましては、通常は制服というのがございませんので、ないんですけれども、ただ一般事務、現場のほうへもし配属になりますと作業服とかそういうことが貸与になるんで、それにつきましては当初で持たせていただきたいと思います。以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

奥野君。

○13番（奥野正司君） 先ほど中村議員お尋ねになったんですけれども、第1分団の台風被害については、こういう建物、災害共済金、これは入ったんですか。

○議長（齋藤則男君） 消防庁。

○消防長（朝日光彦君） 共済金につきましては、この施設については入っておりません。というのは、小さい建物でして、火の気もないということで、そういうふうな感じで、一応入っておりません。保険のほうは掛けておりませんでした。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 今、建物共済に入っていないということで、規模が小さいということなんですけれども、管内、消防分団車庫ございますわね。全ての車庫が入っていないんですか。

○議長（齋藤則男君） 消防庁。

○消防長（朝日光彦君） 木造のこの老朽化している建物の後、先ほどありました上坂料理店の前の建物とこの分団の建物だけが入ってないで、あとほかの建物、耐震のついてますのはきちんと、新しく建てたのは入っております。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

奥野君。

○13番（奥野正司君） これ、消防だけに限らないんですけども、この損害保険ですね。この損害保険の共済金、保険事項については、これ総務課さんにお聞きしたほうがいいのかな。2分の1ということですが、民間の保険ですとこれ全額出ますよね。損害、修復分は。ということは、これ掛け金が安いから2分の1なんですか。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 中に物件におきましては、例えば自動車ですと全部出るとか、保険の種類がいろいろとあると思うんで、今回、ちょっと資料持っていないけれども、次回お示しさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

ないようですから、これで議案第51号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時13分 休憩）

（午後 1時26分 再開）

○議長（齋藤則男君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件を第2審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、第2審議に付することに決定いたしました。

～日程第2 議案第52号 平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第2、議案第52号、平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

平成29年度12月補正予算説明書24ページから25ページの補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） それでは、説明のほうさせていただきます。

25ページ、左側をお願いいたします。

一般管理費、広域圏電算業務負担金89万8,000円につきましては、システム改修等による増額分をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、同組合、平成28年度精算金44万8,000円を充て、また不足分を事務費繰入金45万円を充てることといたします。

続きまして、右側をお願いいたします。

償還金、過年度分国庫支出金等返還金518万9,000円につきましては、平成28年度国庫負担金、県負担金等に関しまして精算に伴う返還金が生じたので、それをお願いするものでございます。

なお、財源につきましては繰越金を充てることとしたいと思います。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第52号、平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時 分 休憩）

（午後 1時 分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

～日程第3 議案第53号 平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正
予算について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第3、議案第53号、平成29年度永平寺町後期
高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

平成29年度12月補正予算説明書26ページから27ページの補足説明を求
めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） それでは、説明のほうさせていただきます。

説明書27ページをお願いいたします。

徴収費、福井坂井地区広域圏電算共同利用負担金6万9,000円は、システ
ム改修等による増額分をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、同組合、28年度精算金7万2,000円を充て
ることとし、余りました3,000円につきましては事務費繰入金を減額するこ
ととしたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第53号、平成29年度永平
寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時30分 休憩）

（午後 1時30分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

～日程第4 議案第54号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第4、議案第54号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

平成29年度12月補正予算説明書28ページから30ページの補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、介護特会のご説明を申し上げます。

資料29ページ左側をお願いいたします。

一般管理費ですが、介護保険システム共同利用負担金51万7,000円の増額につきましては、システム改修により広域圏負担金が増額となったことから計上するものです。

財源としましては、国庫補助金の131万円と、それから事務費繰入金140万9,000円の減額、それから昨年度の広域圏負担金が返還となっておりますので61万6,000円、これらを充当いたしまして51万7,000円の増額をお願いするものです。

右側に行きまして、介護給付費準備基金等積立金2,064万6,000円の増額につきましては、過年度の保険料の余剰金、それから地域支援事業につきまして過年度の補助金がありましたので、これらを充当して2,064万6,000円を積み立てするものでございます。

おめくりいただきまして、30ページ。

第1号被保険者保険料還付金でございますが、還付の対象者が増加したということでございます。これにより不足分が生じたので、前年度繰越金を充当しまして予算計上をするものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 29ページですが、基金積立金のところですか。このときは基金が合計幾らになったのかということと、過年度の余剰金を積み上げるということですから、この2年間で積み上げた額が幾らなのか。あと、第6次計画でした

つけ、今やっているのは、の最終年度になりますから、大体さらにこれに余剰金
がどの程度出てくるのか、それも含めて示していただけるとありがたいと思いま
すが。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 25年度から積み立てができるような、できると言
うとおかしいんですけど、結果として積み立てができるようなことになっており
ます。

現在、28年度決算で1億円の基金を積み立てております。今回、2,000
万円を積み立てるということでございます。

29年度の見込みですが、現状としましては不足は生じないなということと思
っております。

議員の心配なさるのは、次年度の介護保険料だと思いますが、現状で行きます
と今回積立金分も投入することとしまして、現状の保険料に近い金額で設定でき
るものではないかなということをおもっております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元。

○9番（金元直栄君） 先に答弁していただいたんですが、これをどう使っていくか
ということも非常に大事なことで、そこは十分考えてほしいのと。

繰り返し言いますが、こういう目的別の会計、特別会計の運営ですと、本来
は余剰金が余り出ないようにしていくのが筋かと思うんですね。特に国民健康保
険会計とは違って、介護保険会計というのは国が支援して基金をつくって当初運
営したという経過もあります。だから、自分たちの負担した介護保険料が余って
きて積み立てるといのはあんまりやってこなかったわけですね、今までは。こ
こ何年か出ているので、またあんまりため過ぎると、今総務省が言ってるように
基金余計あるから減らすよと。特に目的別の場合はそういうことを、いろんな交
付金減らすのに直結する場合がありますので、ここではそれやられましたからね。そ
のことも含めて十分考えて、やっぱり負担の人たちにそれ還元するということを
ぜひね。あんまり積み立てたまんま、それらの会計運営にはそれがあつたほうが
楽なんやという発想でいくとちょっと問題が生じる場合があると思うんですね。
やっぱりそれは負担した方で亡くなっていかれる方もいるわけですから、やは
りできるだけちょんちょんでやっていくような方向を考えていただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 保険料の設定に当たっては十分その辺も念頭に置きながら設定させていただきます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第54号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時36分 休憩）

（午後 1時36分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

～日程第5 議案第55号 平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第5、議案第55号、平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

平成29年度12月補正予算説明書31ページから33ページの補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（酒井健司君） それでは、下水道事業特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。

予算説明書の32ページをお願いします。

下水道維持管理費につきましては、平成29年度の電算共同利用費負担金が増

額となりましたので、接続件数による案分により、左側、公共下水道事業に係る分として13万1,000円、右側、特定環境下水道事業に係る分として10万3,000円を計上するものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

左側の公共下水道建設費255万1,000円につきましては、公共汚水ますの設置に関しまして、松岡清流地区を中心に10月末時点において当初予算時の想定15カ所を上回る18カ所の汚水ますの申請があり、今後も新築住宅の建設が見込まれますので、公共ます設置工事費として161万1,000円を、また、今回、公共汚水ます設置申請があった箇所におきまして、1カ所が下水道管がまだ整備されていない箇所でございますので、この下水道管の整備費として94万円を計上するものでございます。

次に、右側、特定環境保全下水道建設費594万9,000円の減額につきましては、志比処理区の統合事業に関しまして、平成28年度から平成29年度へ繰り越した工事において設計内容を変更する必要が生じ、この設計変更により繰越事業費に差金が生じまして、その差金によって29年度で施工を予定していた箇所が施工できるということになりましたので、繰越事業費の範囲内で施工しましたので、29年度の分を減額するというものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

31ページをお願いします。

歳出におきまして、特定環境保全下水道の志比処理区統合事業を減額としたことから、当初借入入れを予定していました特定環境保全下水道事業債200万円は全額減額計上を行うものでございます。また、一般会計からの繰入金につきましても138万4,000円の減額計上を行うものでございます。

なお、志比処理区統合事業につきましては、財源として社会資本整備総合交付金300万円を充当するということになっておりました。この300万円につきましては、当初予算で計上していましたが公共下水道の事業計画変更業務委託料に全額充当するというので県との調整が整いましたので、財源組み替えを行うものでございます。

以上、下水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) ないようですから、これで議案第55号、平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

(午後 1時41分 休憩)

(午後 1時41分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

～日程第6 議案第56号 平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第6、議案第55号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

平成29年度12月補正予算説明書34ページから35ページの補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(酒井健司君) それでは、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。

説明書の35ページをお願いします。

農業集落排水維持管理費につきましては、平成29年度の電算共同利用費負担金が増額となりましたので、これにつきましても接続件数による案分により、左側、上志比地区農業集落排水事業に係る分として5万2,000円、右側の松岡地区農業集落排水事業に係る分として1万4,000円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

34ページをお願いします。

今回の歳出補正の財源としまして、一般会計からの繰入金3,000円のほか、28年度に支出しました電算共同利用費負担金の一部返還がございましたので、雑入として返還金6万3,000円を計上するものでございます。

以上、農業集落排水事業特別会計の説明とさせていただきます。よろしくお願
いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第56号、平成29年度永平
寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時43分 休憩）

（午後 1時43分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

～日程第7 議案第57号 平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算につ
いて～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第7、議案第57号、平成29年度永平寺町上水
道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

平成29年度12月補正予算説明書36ページから37ページの補足説明を求
めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（酒井健司君） それでは、永平寺町上水道事業会計補正予算につ
いて説明をさせていただきます。

補正予算書の36ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

雑収益51万5,000円につきましては、平成28年度に支出しました電算共同利用費負担金の一部が返還されることになりましたので、返還金を雑収益として計上するものでございます。

次に、37ページをお願いします。

収益的収入及び支出の支出についてご説明させていただきます。

総係費45万3,000円につきましては、平成29年度の電算共同利用費負担金につきまして増額分の費用負担になりましたので、その増額分を計上するものでございます。

以上、上水道事業会計補正予算についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第57号、平成29年度永平寺町上水道事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時45分 休憩）

（午後 1時45分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

（午後 1時46分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第8 議案第59号 平成29年度永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第8、議案第59号 平成29年度永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明があれば補足説明を求めます。

○農林課長（野崎俊也君） ありません。

○議長（齋藤則男君） ないようですので、これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 本町の農業委員会の定数を減らすと。そして、これまで公選であったものを、いわゆる法律が変わって任命制になったということですから、町長の任命、それを議会が認めるかどうかということになる制度ですが。

実は、これは、いわゆる農業の分野でいうと、国への説明ではこれまでであった、これ規制緩和会議の話でいうと岩盤規制を打ち破ると。特に農業の分野では、国の補助金大分投入されていますから、いろんな農業振興に関する地域の指定なんか含めて、その規制を外すにはかなりのエネルギーが要ると。これを少しでも省力化したいということで、これについてはその内部から規制を緩和しようという一つの方向なんですね。

先ほどあった、いわゆるその前の兵庫県の養父なんかやっている特区については、外部からその規制緩和をしよう。その全国版が先ほどの未来促進法ということになるんですが。

そういう立場から言うと、確かに農林課の事務局で練られた案を見ますと、確かに定数14人は減ります。ただ、いわゆる農地利用最適化推進員の定数などは、僕はそれなりに確保するということでは努力は認められるんですが、これはなかなか論議しても難しいところなんですけれども、そういう立場から言うと、この条例を制定しようということについて言うと、それはなかなか賛成できないということなんです。農林課ではそうやって言う私に対してどういう説明していただけるんでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 私もこの農業委員会に関する法律が改正されまして、極

力、この法律の範囲内で精いっぱい努力したつもりでございます。また、その農業委員の定数14名、さらには農地利用最適化推進委員の定数が11名というのは、やはりこれは農地面積であったり、基準農業者数に応じて政令が定めている数字の、農業委員会ですと14名以内という表現の中で14名を設定しておりますし、農地利用最適化推進委員につきましては、1,010ヘクタールの中で100ヘクタールにつき1名という範囲ですから、精いっぱい11名ということで設定させていただいておりますので、この法律の範囲内で精いっぱいの努力はしているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） その努力については、先ほど言いましたように若干評価しているということですが。現実的には非常に農業を取り巻く分野が難しいと。これまで農業委員会の仕事としてできていた行政とか国とかいろんなところへの意見具申はできないんですね、これから。そういう制度をまた、制度としては保障する法的背景がなくなるわけですが、いろいろ意見出していくことは大事やと思います。それらは町長らも考えているのかなと思わんではないですが、不安なところがやっぱりあると。

特に同じような仕事をして、仕事でいわゆる採決権のない農地利用最適化推進委員、これは国も苦肉の策で、やっぱり一定農地、地域を見ていこうとすればそれなりの地域を知った人たちが必要だからそういう制度を設けたという経過があると思うんですね。そのことは考えると、国も大分後になってほころびを繕うようなことを考えたのかもしれませんが、そういう意味ではちょっとこの提起、提案について後でちゃんと討論もしていきたいと考えています。

以上です。

何か答弁あれば幾らでも言っていたいただければ。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第59号、平成29年度永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 2時05分 休憩）

(午後 2時05分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

～日程第9 議案第60号 平成29年度こしの国広域事務組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第9、議案第60号、平成29年度こしの国広域事務組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明があれば補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長(平林竜一君) それでは、議案第60号、こしの国広域事務組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について補足説明をさせていただきます。

議案書83ページの協議書をお願いいたします。

1番目のこしの国広域事務組合解散に伴う財産処分に関する事項の(2)福井ケーブルテレビ株式会社に譲渡、承継しないインターネット設備自主放送設備及び工具並びに備品につきまして、永平寺町が引き継ぐ資産につきまして、平成28年度決算ベースでの資産台帳より取得価格が約3億2,100万円で、帳簿価格が約1億500万円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

質疑ありませんか。

○議長(齋藤則男君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番(金元直栄君) 財産処分に関する協議書ということですがけれども、継承に関する。これらについては、これまで議会から財産の内容とか、そういうのを示してほしいということ saying ってきた経過があります。最終的にどうなのかという

ことですね。今、若干の金額なんかが言われたんですが。

例えば移譲する。向こうに移譲してしまうというんかね、譲渡する資産についてはそれは案分することはないと思うんですが、残る、例えば今のケーブルテレビ事業及びインターネット事業に係る設備のうち、譲渡しない分のその残った財産ですね、帳簿価額。これらはどういう案分として、これも財産として、要するに金がさ、金額、どういう形で金、案分するのに使われるのか。例えば現金が一定金額残る。それを案分するのもその下の23.59%と76.41%になるけれども、そういう残った財産についても案分して、例えば永平寺に残すということになれば現金からそれ引いてここに残されることになるのか、それともそのまま福井市の分はこれだけだよというのを施設については残していくのかって、そこら辺はどうなっているんですか。

○議長（齋藤則男君） 統合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） （2）番にありますように、所属場所の属する区域に応じて福井市または永平寺町がその設備を譲り受けるということで、今ほど申し上げました取得価額と帳簿価額に関するものについては、永平寺町に所在する設備でございますので永平寺町が譲り受ける。福井市、旧美山町にある設備については福井市が譲り受けるということでございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） その残された、譲渡されない資産については、地籍で残った分については、例えばここに10億円残っていようとも、永平寺にですよ。その分は永平寺に置いておくことになるし、あっちは数千万の価値しかない分が残ってなくても、それは福井市に置くということで捉えていいんですね。

○議長（齋藤則男君） 統合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 1番の（1）に局舎については永平寺町に帰属すると。局舎については永平寺町です。それ、建物に付随するものもありますけれども、インターネット設備、そのほかにあるものとしては（2）番に書いてあるインターネット設備、自主放送、工具及び備品については、福井市にあるものは福井市、永平寺町にあるものは永平寺町が譲り受けるという意味です。

○9番（金元直栄君） いや、知らない間に持って行ってまうというのはあるやろう。

○議長（齋藤則男君） 統合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） いや、もともとそこにあったものをそのまま譲り渡す。組合からすると譲り渡す。あったものは、それぞれ福井市に、永平寺町にあ

るものを福井市が持っていくとか、そういうことではなくて、もともとそこにあったもの、所在したものですから。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） もうこれが最後ですけど。いや、僕が言いたいのは、例えば倒産なんかしたときに債権者が何人もいると、それ、ちゃんとロックアウトしてピケ張ってもう入れんようにするというのは普通なんやの。それはそういう財産が四散するおそれがあるからそういうことをするんですが。これはそういう話し合いの上でされるからそういうことはないと思うんですけども、資産台帳に一つ一つ書いてないということはそういうことがあり得るということなんです。

僕が言いたいのはそういうことなんです。だから、そういうのをきちっと本当はしておいたほうがいいなと思いつつ、以前から台帳をちゃんと示してほしいというのは、そういう意味で、区分がきちっとしていればもう、あとはもう入り込む、挟み込む余地がない、異議を挟み込む。だから、本当はそうすべきでないかなって思っています。

もともと町がある目的を持ってケーブルテレビの事業を始めたわけですから、そういうときから比べるとやっぱり本当に譲渡してしまうというのは僕は、やっぱりちょっと飛躍があり過ぎるなど。将来不安やなということも含めて、これまでこういう議決について棄権してきたんですね。単純に賛成はしてこなかったんですね。棄権してきたということもあるので、そういうことも含めて、立場を考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 統合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 9月議会において、福井ケーブルテレビに譲渡または承継するものということで財産の処分について議決をいただいて、そのときには福井ケーブルテレビに譲渡するものの一覧という形、それは当然、こしの国の資産台帳から拾い上げているものでございまして、その中の残ったもの、それぞれ福井市永平寺町が譲り受けるものについては、今申し上げました、今回の議会で協議書ををもち、今度、お互いに譲り受けるということで協議をしていながら、来年の3月31日になったときには、やっぱり資産としても耐用年数が過ぎて落とすものも出てくる可能性はあります。台帳の中から。そういったときに、来年の3月31日で組合が解散するときにはそういったものをきちっとお示ししますが、今、28年度の決算ベースでいう資産台帳から拾い上げて、永平寺町

が譲り受けるものについては、今申し上げましたとおりのことということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第60号、平成29年度この国広域事務組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 2時14分 休憩）

（午後 2時14分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午後 2時14分 休憩）

（午後 2時14分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

これをもちまして、本日の日程は全て議了しました。本日は、これをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす12月8日から12月10日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、あす12月8日から12月10日までを休会とします。

12月11日は9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく
お願いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 2時16分 散会)